

神奈川県町村会からの「令和7年度 県の施策・
予算に関する要望」に係る対応状況

令和7年3月

神奈川県

目 次

I 重点要望

1 地方分権と地方創生の一層の推進.....	1
2 防災・防犯対策の充実強化.....	7
3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進.....	15
4 保健・医療・福祉対策の充実強化.....	24
5 子ども・子育て支援政策の推進.....	32
6 産業の振興及び観光施策の推進等.....	35
7 都市基盤等の整備促進.....	38
8 教育施策の推進.....	43

II 地域要望

1 三浦半島地域要望.....	50
2 湘南地域要望.....	52
3 足柄上地域要望.....	56
4 足柄下地域要望.....	66
5 愛甲地域要望.....	75
6 水源地域要望.....	78

I 重 点 要 望

1 地方分権と地方創生の一層の推進

<要望事項>

(1) 広域自治体としての県の役割発揮

ア 県内自治体間の広域連携が円滑に進められるよう、県の持つ調整、支援の役割を引き続き発揮すること。

また、自治体間の広域連携が困難な場合に、県が補完的な取組として掲げてきた事業を引き続き進め、新たな課題が発生した場合も、遅滞なくその役割を十分に発揮すること。

《対応状況》【政策局】

人口減少・超高齢社会において、市町村が限られた行政資源を有効活用しつつ、今後も住民ニーズに的確に対応していくためには、広域連携など様々な手法を活用していくことが有効です。

そのため、引き続き町村の御意見を伺いながら、広域自治体として、自治体間の調整について支援をしていきます。

また、補完的な取組として、市町村の持続可能な行政サービスの提供に向けて、「権限移譲の在り方」、「専門人材の確保等」及び「公共施設の老朽化対策」についても引き続き取組を進めていくとともに、新たな課題に対しても広域自治体としての役割を果たすべく、適宜、取組を検討していきます。

<要望事項>

イ マイナンバーカードの普及と利活用を推進するうえで、町村が必要とする人員の確保等に係る経費については、全額国負担とし、十分な財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

また、マイナンバーカードの安全・安定的な運用にあたり、システムの安全稼働等の対策を十分に講じ、セキュリティ問題等の発生防止とシステムの信頼構築に努めるよう、国へ働きかけること。

《対応状況》【総務局】

県では、マイナンバーカードの更なる普及・利活用の拡大に向けた各種取組を推進するために必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うことを全国知事会を通じて国に提言を行っています。

また、マイナンバーカードやマイナポータルを含むマイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けては、国において、制度のメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明を行うなど、国民のマイナンバー制度への理解促進に向けた取組の強化はもとより、関連システムを含めた安定的なシステム運用により、安心してサービスを利用できる環境を構築することを全国知事会を通じて国に提言を行っています。

<要望事項>

ウ 各種基幹統計調査結果については、統計データのオープン化・高度化の観点から、町村が速やかに情報収集し活用出来るよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築するよう引き続き国へ働きかけること。また、県独自の統計調査結果についても、町村が速やかに収集活用できるよう、早期の公表に努めること。

《対応状況》【政策局】

統計情報の利活用における利便性の向上については、都道府県統計連絡協議会を通じて、従来から「統計データの有効活用の推進（オープンデータ化の取組の推進）」として、全国要望を行っています。

県としては、国の「統計データのオープン化の推進・高度化」における調査票情報の提供に関する利用要件の緩和等の見直しの状況を踏まえ、統計情報の利活用における利便性の向上について、引き続き国に要望していきます。

なお、都道府県統計連絡協議会の要望（令和6年6月）に対し、国は同年7月19日に、「調査設計における地域別表章の限界には留意した上で、統計情報提供の充実に努めてまいりたい。」（総務省）、「農林業センサス及び漁業センサスでは、従来から市町村別、農業集落別、漁業地区別といった小地域統計を作成しており、引き続き可能な限り小地域統計公表を継続していきたい。」（農林水産省）、「令和3年経済センサス - 活動調査において、「立地環境特性編」を令和6年6月25日に公表し、地域表章の充実を図った。」（経済産業省）と回答しています。

また、本県が行っている統計調査について、例えば人口及び世帯に係る統計調査の結果の月報については、当月の県内データを取りまとめ、その月末に公表を行うなど、速やかに公表を行っています。

今後も、御要望を踏まえ、早期の公表に努めています。

＜要望事項＞

エ ライフスタイルの多様化により幅広い年代の方が都市部と地方部との二地域居住等を始めようとし、また、国もその推進を図っているが、特に若い層に影響の大きい保育、教育環境の整備については議論が進んでいないことから、二地域居住の実践者が、住所地でない別拠点でも保育施設等の利用ができるよう、町村の意見を聞きながら研究を進めることを、国へ働きかけすること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

保育所の二重在籍については、同一児童に対し、公費が二重に給付されてしまうことから、認められていません。

主な生活拠点とは別の市町村において、一時的に子ども保育所等に預ける必要が生じた場合には、国のガイドラインのとおり、一時預かり事業の利用により御対応いただきたいと考えます。

＜要望事項＞

オ パートナーシップ宣誓制度をより利便性の高い制度とともに、宣誓者2人の居住市町村や導入市町村間の宣誓要件の相違からパートナーシップ宣誓が解消されることがないよう、都道府県間の連携も見据え、県として、パートナーシップ宣誓制度の導入を検討すること。

また、現在、各市町村が個別に連携協定を締結している状況を踏まえ、県が一つの枠組みを提示し、宣誓要件の相違の有無に関わらず、導入市町村が一同に連携できる広域的な仕組みを確立し、幅広く制度の活用がなされるよう広報や関係団体への働きかけを行うこと。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県は、当該制度は戸籍に関する事務を取扱う市町村において行われることがふさわしいと考えており、県内全市町村がパートナーシップ制度を導入している中で、県としてパートナーシップ制度の導入は考えていません。

一部の市町村では、パートナーシップを認められた方が、県内の他の市町村に転居した場合の手続の簡素化などを定めた協定を個別に締結しています。

県では、こうした連携が県全体に広がるよう、市町村と協議を重ねていますが、市町村によっては当該制度の対象に事実婚や養子縁組も含めるなど、制度の内容が異なることから、連携に慎重な意見もあります。

引き続き協定締結に向けた課題を整理し、協定書案などを具体的に示しながら、市町村と調整を進めていきます。

また、県のホームページに県内市町村のパートナーシップ制度で利用できる県の事業・サービス等一覧を掲載するなど広報に努めており、当事者団体とは当事者への情報提供や相談支援等について連携しています。

＜要望事項＞

(2) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

所在町村においてゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理や消防・救急など、様々な行政需要に対応する上で、きわめて貴重な財源であり、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、引き続き現行制度を堅持するよう、主体性をもって今後とも国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局・総務局】

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理など各種行政サービスを享受していることに着目して利用者に負担していただく税であり、県、市町村の双方の行政運営に欠かすことのできない財源となっていることから、県としても堅持するよう、全国知事会等を通じて国に要望しています。

なお、令和7年度税制改正においては現行制度が維持されることとなりました。

＜要望事項＞

(3) 固定資産税の賦課にあたっての対応

固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、課税客体の評価方法の簡素化を進めるなど、納税者が理解しやすくするとともに、税収が安定的に確保できるよう、制度の根幹を揺るがすような見直しは行わないよう国へ働きかけること。

また、固定資産税の非課税措置や特例措置を利用した経済対策等の整理・縮減・終了を図るよう国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

固定資産税は、固定資産の保有と提供される行政サービスとの間に存在する応益関係に着目して所有者に課される財産税であり、税源の偏在が少なく、税収の変動が小さく安定的な基幹税として、自治体の行政需要を賄う貴重な財源となっています。

そのため、引き続きその安定的な確保を図ることが重要であるため、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないことや、既存の特例措置の整理・縮小を行うこと等について、全国知事会等を通じて国に要望しています。

＜要望事項＞

(4) 地方交付税改革の推進

ア 地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性や昨今の物価高騰なども鑑みた職員の処遇改善及び人材確保を阻害するものであり、その廃止を、国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

特別交付税の減額措置については、地域手当制度の見直しに合わせて、令和7年度から廃止することとされました。

＜要望事項＞

イ 国策として、インバウンド事業を進めるなかで、現在の地方交付税は、観光関連の財政需要を反映した算定方法にならないため、町村の独自財源確保に委ねることなく、国として観光関連の財政需要を適切に反映した交付税算定を行い、必要な財政措置を講ずることを国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

観光地における財政需要については、普通交付税の清掃費において、入湯税納税義務者数を算定の基礎数値として、ごみ処理に係る経費が密度補正により措置されており、また、特別交付税においても、観光立国にかかる経費が措置されているところです。

しかしこれら以外にも、観光地における特有の行政需要が生じており、また、観光客数の増加に伴う需要の拡大が見込まれることから、市町村の御協力もいただきながら、観光地の需要への適切な財政措置を国に求めていきます。

＜要望事項＞

ウ 臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等により、適切な財政措置を講ずることを、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

市町村が自立的かつ安定的な財政運営を行うことができるようにするため、地方交付税の法定4税の法定率の引き上げ等により地方交付税総額を確保するとともに、臨時財政対策債を廃止し、本来の地方交付税に復元するよう、国に強く要望しています。

今後も御要望の趣旨を踏まえ、あらゆる機会をとらえて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(5) 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

市町村自治基盤強化総合補助金は、町村の行政機能及び財政基盤の強化を図る上で非常に有効な補助金であるが、優先順位が低い事業への配分が遅く、財源として活用しにくいため、配分額の確定を早期に行うこと。

また、優先順位が低い事業であっても全額留保されることなく早期に交付決定を行うこととし、町村がより一層活用出来るようにすること。

《対応状況》【政策局】

市町村自治基盤強化総合補助金の予算については、市町村からの要望を踏まえ確保しているところですが、可能な限り早期に交付決定できるよう努めています。

<要望事項>

(6) 自治体DX推進による地方創生実現に向けた支援の充実

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案して自治体が策定した「地方版総合戦略」の事業推進にあたっては、引き続き、各地域県政総合センター等を窓口として、県と町村が連携することで地方創生の相乗効果を生み出すなど、必要な支援を行い事業を推進すること。

また、十分な予算の確保と、町村が柔軟に活用できるように補助金制度等の運用を図ること。

《対応状況》【政策局】

総合戦略の推進に当たっては、町村と連携して、柔軟な発想で取組を推進していくとともに、地域活性化の取組など、町村と連携して事業を推進していきます。

また、町村が策定した総合戦略に掲げる取組の推進については、新しい地方経済・生活環境創生交付金が活用できるよう、内閣府の担当官を招いて相談会を実施するなどの支援を行います。

町村の地方版総合戦略に位置付けられた事業を推進するため、市町村自治基盤強化総合補助金の「地方創生推進事業」を平成28年度に創設し、地方創生に資する事業を幅広く対象としていますが、より有効に活用いただけるよう、令和3年度に下限基準額を廃止しました。

今後も町村の御意見を伺いながら、制度の在り方を検討していきます。

<要望事項>

(7) 地方の実態を踏まえた歳出改革の実現

地方自治体は、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応等に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、基金を積み立てており、基金残高の増加を理由に、地方歳出を削減することのないよう、引き続き、国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

基金の積立ては、財政運営上、年度間調整するための手段です。基金残高が増加していることをもって、地方財政計画の歳出削減の理由にならないよう、地方財政計画の歳出の見積りに当たっては、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保するよう、引き続き国に働きかけていきます。

<要望事項>

(8) 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の清算基準については、最終消費地と税収の最終的な帰属地が一致しているとは言い難いため、より適切な清算基準を構築するよう、引き続き国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正において、社会保障財源として充実が図られている地方消費税の税収をより適切に最終消費地に帰属させるため、抜本的な見直しが行われたところですが、今後もその性格や見直しに伴う影響等を勘案しながら必要に応じて国に要望していきます。

＜要望事項＞

(9) 非常事態に対する交付金の算定方法の見直し

新感染症のまん延や災害発生時など非常事態における国の交付金措置においては、財政力による補正は行わず、実態に即した必要な額を措置するよう、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

経済情勢等への対応については、地方自治体に対し必要な財政措置を講じるよう、国に強く要望しています。

特に、物価高騰対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）について、県では、これまで国に対して、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、更なる増額とともに、臨時交付金の算定に当たっては、財政力にかかわらず、地域の実情に即した必要な額を措置することなどについて要望を行ってきました。

今後も、財源の確保などについて、機会をとらえて国に求めていきます。

＜要望事項＞

(10) 地方公務員の給与制度における地域手当

地域手当の支給割合は、生活実態に差のない近隣自治体間で格差が生じており、特に人材確保面などに支障が生じている。特に神奈川県は、2023年の最低賃金の額が1,113円と全国で最も高い東京都に隣接しており、その額も1,112円と東京都に次いで全国で2番目に高い。さらに、神奈川県の次に高い大阪府の額（1,064円）と比べ、全国でも突出して高い状況にある。県下全域がこうした「高賃金の地域である」という前提に立ち、県内近隣自治体間での格差が生じないよう、支給割合や支給範囲の見直しを早急に行うよう国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

令和6年8月の人事院勧告を踏まえて、令和7年4月から地域手当の大くくり化等が図られる見込みです。

また、総務省では、社会情勢等の変化に対応した地方公務員の給与の在り方が検討され、地域手当の支給地域や支給割合の在り方については、令和6年10月に公表された報告書において、地方公務員においても、国家公務員と同様に見直すことが適当とされたところです。

県は、これまで国に対し、地域手当の支給地域の広域化について継続して要望しており、今回の見直しによって、一定の改善が図られたものと考えています。

＜要望事項＞

(11) 県税徴収取扱費の見直し

個人県民税に係る徴収取扱費について、町村のシステム改修費や事務運営費が依然として町村の財政運営の大きな圧迫要因となっていることから、県が適正かつ応分の負担をする施策を早急に検討し実施すること。

《対応状況》【総務局】

地方税法上、市町村が個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用については、それを補償するため、県は徴収取扱費を交付するとされていることから、県が独自に何らかの負担をすることは考えていません。

.....

＜要望事項＞

(12) 電子納税の推進

県内企業がeLTAXを活用したダイレクト納付手続等の電子納税制度への円滑な移行のため、地方税共通納税システムの普及・推進活動を広域的かつ積極的に実施すること。

『対応状況』【総務局】

令和5年10月から「かながわ電子納税推進プロジェクト」を通じて官民協力のもと県内企業の電子納税普及・推進活動を実施しているところですが、引き続き、本プロジェクトの参画団体である行政機関（市町村、国）、金融機関、経済団体等とともに広域的に取組を進めていきます。

.....

＜要望事項＞

(13) 所有者不明土地の管理に係る財政措置

所有者不明土地等の管理人の選任、又は越境した竹木の伐採等に係る費用について、町村に費用負担が生じないよう財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

『対応状況』【県土整備局】

所有者不明土地対策の財産管理等に関する財政措置については、国の補助制度が創設されていますので、必要に応じて御相談ください。

2 防災・防犯対策の充実強化

＜要望事項＞

(1) 地震等防災対策の充実強化

ア 南海トラフ地震、東海地震、神奈川西部地震など緊迫性が指摘される中、地震活動及び津波に関する観測・監視体制の整備と維持管理の強化を図ること。

また、「大規模地震防災・減災対策大綱」は、防災DXなど新たな視点を位置づけ見直し、大綱に定められる対策を関係自治体と連携し、住民の生命・身体・財産を守るために、財政支援を含めた災害対策の強化を図ることを国へ働きかけること。

『対応状況』【くらし安全防災局】

県では、国に対して、地震観測体制の確立と更なる地震調査研究の充実強化を図るよう要望しています。

なお、県西部地震については、温泉地学研究所が地震・地殻変動の観測と地震像解明に向けた調査研究活動を行っており、引き続き地震観測体制の充実を図るとともに、国へ要望しています。

また、「大規模地震防災・減災対策大綱」には「課題についての検討成果、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じ本大綱の見直しを行っていく」と記載されており、県は全国知事会を通じ、防災におけるDXの推進を含めた、大規模災害への対応力強化に向けた提言を国に行っています。

.....

＜要望事項＞

イ 改定された神奈川県水防災戦略に基づき、頻発する水害を未然に防止するよう、引き続き、位置づけられた施策を関係自治体と連携し計画的に進め、風水害対策の強化を図ること。

《対応状況》【くらし安全防災局・県土整備局】

県では、令和5年3月に、近年の水害に関わる政策環境の変化を踏まえた「神奈川県水防災戦略」の改定を行いました。

これまで「水害からの逃げ遅れゼロ」「県民のいのちを守り、財産・生活等への被害を軽減」を目標として重点的に進めてきた対策に加え、本改定により、流域治水の考えに基づいた事業を位置付けるなど、引き続き、関係機関とともに、計画的に風水害対策を推進していきます。

＜要望事項＞

ウ 東海地震の強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている町村において、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路を確保するため、これらの道路にある橋りょうやトンネルの耐震診断及び補強工事に対する財政措置の更なる充実と、無電柱化の計画的な推進を引き続き国へ働きかけること。

また、県においては、既存の市町村自治基盤強化総合補助金の十分な予算を確保し、公共施設の老朽化対策をはじめ、町村が求める対象事業について使用可能となる補助金とするようさらに見直しを行うこと。

《対応状況》【政策局・県土整備局】

橋りょうやトンネルの耐震診断と補強工事については国の交付金等の制度がありますので、県としては、これらの事業に対して、確実な財政措置が講じられるよう、引き続き働きかけていきます。

また、国道1号など国が管理する国道における無電柱化の推進については、県内関係市町村や経済団体等と連携して国へ要望してきたところであり、引き続き働きかけていきます。

なお、市町村自治基盤強化総合補助金においては、耐震診断や補強工事を直接対象としたものではありませんが、長寿命化対策により、老朽化した施設の耐用年数を延長し、ライフサイクルコストを軽減する事業や町村等が地域の実情に応じて実施する施設整備事業を対象に補助を実施しています。

＜要望事項＞

エ 完成時に移管された高速道路（自動車専用道路を含む）跨道橋の点検維持補修事業並びに耐震補強事業については、確実な財政措置が講じられるよう引き続き国へ働きかけるとともに、原因者からも、財政的支援が得られるような新たな制度を創設することを、国へ働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

跨道橋の点検維持補修事業並びに耐震補強事業については、国の交付金等の制度がありますので、県としては、これらの事業に対して、確実な財政措置が講じられるよう、引き続き国へ働きかけていきます。

＜要望事項＞

オ 昨今の台風の大型化に備えるため、海岸保全施設の適正な維持管理を行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

県が管理する海岸保全施設については、長寿命化計画に基づき、定期的な点検を行い、その結果、必要に応じて修繕などを行う「予防保全」の考え方を基に、適切な維持管理に努めています。

<要望事項>

(2) 防災力強化のための支援制度の充実

ア 「市町村地域防災力強化事業費補助金」は、引き続き既定の補助率どおり確実に交付できるように予算を確保するとともに、補助率の引き上げや補助対象事業の拡充のための予算確保にも努めること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」を平成28年度に創設し、市町村が行う自助・共助・広域的な対応を図る取組等に対する支援を強化してきました。

補助対象の拡充等については、引き続き予算の確保に努めています。

<要望事項>

イ 自治体がり災証明を発行するにあたり、引き続き、自治体職員の評価技術向上を図るための研修会を開催すること。

また、町村では技術職員が不足しており、迅速かつ適正な調査・評価が困難なことから、専門職員の派遣制度の構築を国へ求めること。

さらに、内閣府が発出しているマニュアルは分量が多く、詳細にわたっており、現場での活用にそぐわないと認め、一層簡便なマニュアルの策定を国へ求めること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では、県内市町村のり災証明事務担当者及び平成29年度に「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」を締結している神奈川県土地家屋調査士会を対象に、内閣府派遣講師による「住家の被害認定調査研修会」を行っています。

また、全国知事会や九都県市の相互応援、総務省の応急対策職員派遣制度等により、被害認定調査・り災証明書発行業務の経験がある職員及び神奈川県土地家屋調査士会会員を派遣できる体制を整えています。

さらに、全国知事会や九都県市を通じ、国に対して判定基準見直しや自己判定方式等の採用など、住家の被害程度の判定方法を徹底して簡略化することを要望しています。

<要望事項>

ウ 災害時に避難情報等を一斉発信することで、正確な情報を適時に収集できる防災行政無線は、身体・生命・財産を守る重要な手段である。デジタル方式に更新した当該システムについて、情報発信の迅速化とともに、安定的に運用できるよう財政支援を国へ働きかけすること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では、消防救急デジタル無線で対象となっている「機能強化を伴う更新」について、緊急防災・減災事業債にデジタル化した防災行政無線も同様に対象となるよう、対象事業の拡大や新たな補助制度の創設を国に対して要望しています。

<要望事項>

エ 避難者への健康管理上の配慮等から、開設している避難所では不足が生じ、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げる必要が生じた際は、災害救助法の適用基準に該当しない場合であっても、必要な財政措置を講ずるよう、早期実現に向け、国へ働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

避難先となる宿泊施設の借上げ等に係る地方自治体の避難対策強化への安定的な財政支援制度の創設や、災害救助法が適用とならない災害でも十分な財政措置を行う仕組みを検討することを、令和6年8月に全国知事会を通じて国に要望しました。

＜要望事項＞

オ 住民の生命・財産を守るため、災害救助法適用以前に、住民を避難させ、避難所を開設・運営した場合であっても、必要な財政措置を講ずるよう、強く国へ働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県は、迅速かつ効果的な救助を行うため、期間や資金使途などの制約の撤廃等、地方自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助範囲を含めて災害救助法の見直しを行うことを令和6年8月に全国知事会を通じて国に要望しました。

県は、引き続き、災害発生のおそれの段階からの災害対策本部の設置や災害救助法の適用といった早めの措置が講じられるよう、体制の整備に努めます。

＜要望事項＞

カ 平成29年3月の道路交通法改正まで、普通免許で運転可能であった5t消防ポンプ自動車については、消防団員の新たな負担とならないよう、講習受講による免許取得ではなく、従来のとおり、普通免許で運転が可能となるような制度とともに、普通免許で運転できる消防ポンプ自動車を配備する場合に必要な財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

また、消防職員について、中型免許以上の取得に係る負担軽減を行う町村に対し、財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

消防団員による5t消防ポンプ自動車の運転に関しては、現在、準中型免許等の取得に対する支援に係る特別交付税措置がされているところではありますが、市町村の取組を十分支援できるよう、引き続き、国に働きかけていきます。

また、消防庁では、消防団車両について、新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車の活用を推奨しており、3.5t未満の消防ポンプ自動車の無償貸付や緊急防災・減災事業債の活用等による国からの財政措置が講じられています。

＜要望事項＞

キ 消防力の整備指針に基づき整備されるはしご自動車及び消防救急無線設備の更新や維持管理並びに指令センターや消防DXの推進にかかる機器の更新・整備について、安定的に運用されるよう財政的な支援制度を構築するとともに、国・県補助金や地方債及び交付税措置の拡充を図り、併せて国へ働きかけること。

特に現在補助対象外となっている維持管理経費についても、財政支援が図られるよう、制度の見直しを行うこと。

《対応状況》【政策局・くらし安全防災局】

県では「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、市町村が行う自助・共助・広域的な対応を図る取組に対する支援を強化しており、引き続き、この補助金により市町村の取組を支援していきます。

県の財政支援は、防災力強化の観点から、新たな整備や増備、機能強化に関するものとし、保守点検や維持管理経費などの経常的な経費については補助対象外としており、補助制度の見直しは考えていません。

地方債に関して、消防救急無線設備等については、施設整備と一体的に行うものであれば地方債の活用が可能となる場合がありますので、御相談ください。

また、消防指令センターやはしご付消防自動車の整備等については、緊急防災・減災事業債、防災対策事業債等による財政措置又は消防防災施設整備費補助金による財政支援を御活用ください。

交付税措置の拡充については、必要に応じて、国へ働きかけていきます。

＜要望事項＞

ク 気象庁による大雨警報及び土砂災害警戒情報の発表単位については、その多くが自治体単位となっているが、最初に警報基準に達した地点が、住民の居住地域から遠く離れた場所であっても、当該自治体全体を警報等の対象として発表されるため、実際と異なる場合がある。自治体の対応に支障が生じていることから、実態に即した発表方法を確立するよう、国へ働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県は、全国知事会を通じて、実効性のある防災気象情報の発信について、国に要望しています。

＜要望事項＞

(3) 施設の耐震化の促進

社会資本重点整備計画に掲げられた官庁施設耐震基準100%の目標を達成するため、老朽化対策への財政支援の強化策として、「緊急防災・減災事業債」については、発災時に、ほとんどの部分が災害対応拠点として使用することとなる小規模自治体庁舎の現状を踏まえた対象事業に拡充するとともに、制度の恒久化と「市町村役場機能緊急保全事業」を早急に復活させることを国へ強く働きかけること。

また、上記の両事業については、事業に係る住民合意を得るのに十分な事業期間を設けることも併せて要望すること。

《対応状況》【政策局】

緊急防災・減災事業債については、令和3年8月から災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受け入れ、災害応急対策に係る施設が対象に追加されました。

しかしながら、令和7年度までの时限措置とされているため、引き続き、令和8年度以降も継続するように、県としても機会をとらえて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(4) 公共施設における防犯対策の推進

ア 道路、公園等の公共施設への防犯カメラ、緊急通報システムの整備など、町村が犯罪抑止という視点で実施する施策・事業に対し、財政支援を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

また、市町村地域防災力強化事業費補助金に基づく防犯カメラの設置については、補助対象や補助金額の拡大を図りながら引き続き継続し、地域防犯の強化を推進すること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県は、国に対し、地方自治体が行う防犯カメラ設置促進事業への国庫補助制度を創設するよう継続して提案しているところです。

また、今回県が行う防犯カメラ設置補助については、国の臨時交付金を活用し、令和7年度にかけて補助金額の拡大等を行うこととし、令和6年度2月補正予算で所要の措置を講じまし

た。

今回に限り、補助率は、市町村事業費の3分の2（従来は市町村事業費の3分の1（ソーラー型は2分の1））、補助上限額は1台当たり20万円（従来は10万円（ソーラー型は15万円））に引き上げます。

なお、今回は国の臨時交付金を活用して補助を行うため、従来の「市町村地域防災力強化事業費補助金」の補助メニューとは別の事業で上記の補助率、補助上限額で補助を行い、令和8年度以降は元の補助メニューに戻して補助を行います。

さらに、補助対象の拡充を併せて行い、今後は自治会等による公園内への防犯カメラの設置についても支援を行います。

＜要望事項＞

イ 登下校防犯プランに基づく点検活動により設置を要する防犯灯については、社会資本整備総合交付金ではなく、単独の財政支援措置を講ずることを国へ働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局・県土整備局・教育局】

防犯灯については、市町村が地域の状況に応じて整備を進めてきた経過もあり、財政支援措置に係る国への働きかけは、慎重に検討すべき課題と認識しています。

また、県教育委員会では、令和元年度に「『登下校防犯プラン』に基づく通学路の防犯の観点による緊急合同点検」に基づき、県内の全公立小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の通学路の安全点検の状況を取りまとめ、対策が必要な箇所がある学校数等を国へ報告しています。

なお、県では、社会資本整備総合交付金について、地方が必要とする所要額を安定的かつ継続的に確保するよう、「令和7年度国の施策・制度・予算に関する提案」等において国に要望しており、今後も機会をとらえて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

ウ 防犯灯類については、温室効果ガス排出量や光熱費の効果削減を図るために、多くの自治体がLED化を進めてきたが、整備後10年を経過している自治体もあり、今後、多くの更新が生じることから、財政支援措置を講ずることを、国へ働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では、安全安心まちづくりを推進するため、防犯に関する広報啓発や、自主防犯活動団体への支援などのソフト面の取組及び防犯カメラの普及促進をはじめとしたハード面の取組の両面から、幅広く防犯対策を実施しています。

特に効果・ニーズが高い防犯カメラの普及促進については、財源に限りがある中で、県の役割やニーズを踏まえ財政支援を実施するとともに、国に対しても、財政支援措置について働きかけを行っているところです。

防犯灯については、市町村が地域の状況に応じて整備を進めてきた経過もあり、財政支援措置にかかる国への働きかけは、慎重に検討すべき課題と認識していますので、御要望には添えませんが、県では、今後も幅広く防犯対策を実施し、安全安心まちづくりを推進していきます。

<要望事項>

(5) 警察官の増員と交番の増設等

平成31年3月に「神奈川県警察交番等整備基本計画」が策定され、都市開発などに対応する場合でも、県内全体では交番総数は増加させず近隣交番の移転や統合などにより対応していくことや交番等勤務員数の維持の方向性が示されたが、地域住民にとって最も身近な地域安全を守るうえで交番は重要であることから、効果的な交番の再配置を進めるとともに、統合により交番が廃止となった地域においては、アクティブ交番を配備するなど、更なる地域安全の確保に努めること。

また、警察官の更なる増員配置と交番の増設を進めるため、関連する予算の拡充を国へ強く働きかけること。

《対応状況》【警察本部】

県警察では、「神奈川県警察交番等整備基本計画」に基づき、令和2年度から交番統合を進めており、交番の計画的かつ適正配置による警戒力の強化を図っています。

交番統合後の治安対策の一つとして、交番機能とパトカーの機動力を兼ね備えたアクティブ交番を導入し、落とし物の届出や困りごと相談の対応、通学路における児童の見守り活動などを行っています。

今後も、アクティブ交番の効果的な活用を図り、地域住民の安全・安心感を高めていくとともに、計画的な導入を進めていきます。

また、令和7年度は更なる警察力の向上を図るため、警察官の増員がされました。今後の警察官の増員についても、治安情勢の変化等を見ながら的確に対応していきます。

<要望事項>

(6) 土砂災害警戒区域内の既存建築物に対する支援

近年多発する土砂災害の発生を踏まえ、土砂災害警戒区域内の既存建築物に対する支援制度を検討するよう、国に働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域に指定された場合、市町村において土砂災害ハザードマップの作製・周知等のソフト対策を推進していただいているが、建築物に対する構造規制等の法的規制がないため、建築物に対する支援制度は考えていません。

なお、土砂災害特別警戒区域については、建築物の構造規制等の法的規制が適用されており、その一方で、既存不適格住宅の移転又は土砂災害に対する構造耐力上の安全性を確保するための改修に対しては、市町村が補助金を交付する場合、国の補助制度である「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用することができます。

<要望事項>

(7) 交通事故防止のための交通安全施設の整備

交通事故多発抑止の観点から、町村の交通事故発生状況を分析し、信号機及び効果的な交通安全施設整備を図り、必要な予算の増額を行うこと。

また、地域住民はもとより、観光客の安全を確保するため横断歩道や道路のセンターライン、停止線などの不鮮明な路面規制標示の定期的な補修について、十分な財政措置を講じ、適切かつ迅速に対応すること。

《対応状況》【警察本部】

県民の安全・安心を確保するため、信号機等の交通安全施設を必要な場所へ設置し適切に維持管理する上で必要な予算の確保に努めるとともに、ライフサイクルコストの低減や効率的かつ迅速な予算執行にも引き続き取り組んでいきます。今後も道路標示補修に必要な予算を確保できるように取り組んでいきます。

なお、白線のセンターラインについては道路管理者の所管となります。

〈要望事項〉

(8) 「防災備蓄倉庫」の設置に係る要件の緩和

住民の安全・安心を守る目的で自主防災組織等が設置する防災備蓄倉庫について、地域の防災力の向上の面から、その設置が容易に可能となるよう、県における小規模な防災備蓄倉庫の建築基準法上の取扱いの一層の緩和を図ること。

また、同様の観点から、国が示す技術的助言の見直しを行うことを国へ働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

建築基準法では、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものを建築物と定義し、建築しようとする工作物が建築物に該当する場合は、同法が定める基準に適合させる必要があります。

しかしながら、小規模な倉庫については、平成27年2月に国土交通省から「外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないもの」を建築物に該当しないものとする旨の技術的助言が発出され、平成27年11月に県内特定行政庁が統一して小規模な倉庫の定義を「奥行が1m以下かつ高さが2.3m以下で、床面積が2m²以内」としていますが、令和2年に県所管区域の市町村が一定の条件の下で設置する防災備蓄倉庫に限り、必要とする具体的な備蓄機材を伺った上で、「奥行が1m以下かつ高さが2.3m以下で、床面積が5m²以内」のものを小規模な「防災備蓄倉庫」として扱い、建築物に該当しないものとして取り扱っており、この規模の上限を超えるものは建築確認申請が必要となります。

したがって、国が示す技術的助言の見直しについて国に働きかけることは現時点では考えていません。

〈要望事項〉

(9) 大規模盛土造成地等の安全点検

宅地をはじめとする盛土箇所や大規模盛土造成地について、パトロール等による調査結果を町村と情報共有すること。

また、盛土規制法に基づき、県で予定されている規制区域の区域指定に向け、町村と十分な情報共有を図ること。

さらに、規制区域指定後の許可・検査・監督処分等の許認可事務については、都市計画法に基づく開発許可事務と密接・不可分にあることから、県において一体の事務として行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

県の「土砂の適正処理に関する条例」に基づき許可した盛土については、定期的に監視パトロールを実施し、現地にて土砂埋立行為等の状況を確認しています。引き続き、監視パトロールを実施し、盛土の状況を把握していくとともに、問題のある盛土であると判断された場合には、速やかに関係町村へ情報共有していきます。

また、今後も関係町村と情報共有を図りながら、令和7年4月の規制区域の指定に向けた取組を進めます。

さらに、盛土規制法に基づく規制区域指定後の許認可事務については、都市計画法に基づく開発許可事務など盛土に関する関係法令の許認可事務との調整が必要になることや、これまで独自の条例で盛土の規制を行ってきた市町もあることなどから、市町村などとの役割分担や連携方法を検討していきます。

県では、毎年、降雨期の6月と9月に土木事務所及び所管区域内市町村の宅地開発関係職員とともに「宅地造成等の防災パトロール」を実施し、造成工事中の宅地造成地の防災措置等の点検を行い、認識の共有を図っているところです。

また、既存の大規模盛土造成地については、大雨時に防災上の懸念がある等の連絡が地元町村や周辺住民からあった場合は、現地確認を行うなど、地元町村との情報共有に努めます。

＜要望事項＞

(10) 条例の施行前に行われた盛土や条例に規定する規模より小規模な盛土に関する支援等

県や町村の盛土に関する条例の施行前に行われた盛土や県の盛土に関する条例に規定する規模より小規模な盛土に関し、県は町村と情報共有を図るとともに、町村の求めに応じて技術的助言や財政的支援を行うなどの制度を構築すること。

《対応状況》【県土整備局】

県のパトロール等で把握した盛土については、関係する町村と情報共有を図っていきます。

また、町村の求めに応じ、適宜技術的助言を行うとともに、国の交付金等についても迅速な情報提供に努めています。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

＜要望事項＞

(1) 自然環境の保全

ア 近年の異常気象による豪雨により、崩落の危険性を未然に防ぐ上で重要な治山事業や森林整備事業については、県は引き続き国に財源を要望するとともに、「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に位置づけられた事業を着実に推進すること。

また、温泉を含む水資源を保全するためにも森林整備は不可欠である。第4期5か年計画は令和8年度までとなっているが、継続性が必要な事業であることから、必要な財源を確保したうえで、令和9年度以降においても、水源地域としての役割を再認識し、水源地域が抱える課題に対して、積極的な支援策を講ずるなど、引き続き実施すること。

《対応状況》【環境農政局】

治山事業における災害防止対策については、山地の崩壊や土砂流出の危険性の高い地区を山地災害危険地区に設定し、必要な山地災害の予防対策に取り組むとともに、崩壊地や荒廃した溪流の復旧対策及び森林整備も優先度の高いところから計画的に実施しています。

さらに、令和元年東日本台風など、近年、大きな災害が頻発していることから、引き続き予算の確保を国に要望していきます。

また、大綱期間終了後の施策について、県は、県議会や市町村からいただいた御意見等を踏まえ、改めて、終了すべき事業や継続すべき事業、新たに取り組むべき事業について検討を進めてきました。その結果、現時点の事業費の総額は、おおむね現行と同規模の年間50億円程度となっており、県としては、引き続き、県民の皆様に、個人県民税の超過課税の御負担をお願いしたいと考えています。

令和7年第1回定例会では、令和9年度以降の水源施策の基本的な理念や、現在積み上げている具体的な事業内容を明示した新たな計画のたたき台を示しました。

2月7日には、水源保全地域の市町村長などから「県・市町村首長会議の設置」や「スケジュールの見直し」についての要望をいただきました。

県は、この要望をしっかりと受け止め、水源保全地域以外の市町も含めて、3月24日に県・市町村首長会議を開催し、今後の進め方について説明しました。引き続き、丁寧に議論を重ねていきます。

今後も、県議会や市町村等の御意見を伺いながら、県民の皆様の御理解を得られるよう、施策を取りまとめ、県民全体の財産である水源環境の保全・再生を進めていきます。

<要望事項>

イ 山地災害の防止と被害地の早期復旧を図る上で、今後とも県は整備財源を国に要望するとともに、小規模治山事業に係る単独予算を引き続き確保すること。

《対応状況》【環境農政局】

山地災害の防止と被害地の早期復旧については、被害の程度や優先度等を踏まえ、計画的に実施しています。整備財源については、引き続き予算の確保を国に要望していきます。

小規模治山事業については、令和7年度においても、引き続き予算を措置しました。

<要望事項>

ウ 神奈川県市町村事業推進交付金の対象事業のうち自然環境の保全に係る事業（松くい虫被害対策自主事業及び鳥獣保護管理対策事業）について、交付金の拡大を図り、事業の所要額を満たす予算を確保すること。

《対応状況》【政策局・環境農政局】

市町村事業推進交付金については、県の緊急財政対策の取組として、市町村の創意工夫の促進と事務の効率を図る観点から複数の補助金を統合して創設されたものであり、交付金総額の枠内で市町村が主体的に各事業に配分できるものです。

また、令和5年度から令和7年度の外形標準方式による配分額については、令和4年度に定めており、その中で対象事業全体の所要額を確保しています。

<要望事項>

エ 砂の減少により岩肌の露出が見受けられる海浜において、養浜やサンドリサイクル等を効果的に行い、安全な状態を保つこと。

特に、海水浴場として開設する海浜など、多くの利用が想定される海浜については、重点的に行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

県では、平成23年度に策定した「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を令和3年度に改定し、当該計画に基づき、海岸の特性に応じた養浜を主体とした侵食対策を実施しています。

引き続き、砂浜の回復等に取り組んで、安全な海浜を保全していきます。

<要望事項>

オ 広域化が懸念されるヤンバルトサカヤスデについては、生息域の把握等調査を進め、まん延防止を図るための具体的な対策を講ずること。

《対応状況》【環境農政局】

ヤンバルトサカヤスデの蔓延防止を図るために各地域が主体となって行うことが効果的です。そのため、県では、ホームページ等で生態や対策方法等の情報提供を実施するとともに、必要に応じてアドバイザー派遣制度など技術的支援に努めています。

<要望事項>

カ 平成3年4月1日付で神奈川県とかながわ海岸美化財団で締結された協定書により、海岸漂着物等対策事業として海岸清掃を実施しているが、平成3年3月27日付で神奈川県と沿岸13市町で締結したかながわ海岸美化財団の設立に関する合意書どおり、通常清掃、緊急清掃の事業内容を明確にし、事業費の負担等を行うこと。

《対応状況》【環境農政局】

かながわ海岸美化財団による海岸漂着物等対策事業（通常清掃、緊急清掃）については、県と沿岸13市町が締結した同財団の設立に関する合意書及び県と同財団が締結した清掃事業の実施に関する協定書に基づき、今後も、同財団の事業内容を明確にしながら、県・13市町により、事業費を負担していきます。

<要望事項>

(2) 森林整備に対する支援

森林管理システムについては、町村の意見を常に聞きながら、業務運営対応力向上を図るため、町村向けの研修や技術支援などの措置を強化するよう、国へ働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

森林経営管理制度については、県の普及指導担当と市町村林政支援サポートセンターが連携し、個別相談や研修会等の開催を通じて、引き続き、支援を行うとともに、必要に応じて国への働きかけも行っています。

<要望事項>

(3) 地球温暖化防止に向けた支援の充実

ア 地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化を国に要望するとともに、国の支援制度に加え、県独自の政策として初期投資への助成を検討すること。

《対応状況》【環境農政局】

地方公共団体による再生可能エネルギー設備の導入については、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」や「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」及び「脱炭素推進事業債」の支援対象になっているので、こうした国の支援制度を積極的に活用していただきたいと考えています。

手続の簡素化については、県では全国知事会を通じて、国に対して「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」や「脱炭素推進事業債」の一層の運用改善の提言をしています。

<要望事項>

イ 再生可能エネルギー設備等、及び省エネルギー設備等の更なる普及拡大を図るため、交付要件の緩和や、対象事業・補助率の見直しを行い、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をより活用しやすいうようにするよう国へ働きかけること。

また、交付率についても地方自治体に多大な財政負担が生じないよう見直しの実施を国へ働きかけるとともに、設置者負担額の軽減のための財政支援制度の充実を図ること。

《対応状況》【環境農政局】

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」について、県は、より多くの地方自治体が活用できるよう十分な予算を確保するとともに、地域や設置する施設の実情に合わせた柔軟な活用ができるよう要件緩和・運用改善を図ることを、国に対して提言しています。

再生可能エネルギー設備の設置者負担額の軽減について、県民の皆様を後押しする取組としては、住宅を対象として、「住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助」や、太陽光発電等を初期費用の負担なしで設置できる「0円ソーラー補助」、スケールメリットにより市場価格より安い費用で購入できる「住宅用共同購入事業」などによる再生可能エネルギーの導入促進と、「既存住宅の省エネ改修補助」、「ZEH導入費補助」などによる省エネルギー化の促進に取り組んでいきます。

事業所向けには「自家消費型補助」及び「共同購入事業」により軽減を図っており、こうした制度を拡充した上で、引き続き実施します。

省エネルギー設備等の設置者負担額の軽減については、中小企業等に対する「省エネ設備導入支援補助」により、設置者の負担軽減を図っています。

〈要望事項〉

ウ かながわ脱炭素ビジョン2050を実現するため、全県民に向けた啓発を主体的に行うとともに、専門人材の派遣や、「神奈川県地球温暖化対策計画」に位置づけた町村の脱炭素に向けた取組に対する支援を充実させること。

《対応状況》【環境農政局】

県は、令和5年度に改定した「神奈川県地球温暖化対策計画」において、県の役割として、市町村や事業者などの取組の後押しと県庁自らの率先実行を位置付けています。

また、同計画では、「脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進」を施策体系に盛り込み、脱炭素の意識向上に取り組むこととしています。

さらに、令和6年度から町村からの相談を県で受け付け、他機関などとも連携して対応する「気候変動対策推進市町村支援・連携ネットワーク」を構築しており、今後も地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定など、町村のニーズに応じた支援を行っていきます。

〈要望事項〉

エ 地球温暖化対策を進めるうえで太陽光発電施設等の普及促進は重要であるが、景観、土地の形質変更に伴う防災機能の低下等も懸念される。太陽光発電施設等の設置に係る基準等に関しては、複数の部局、制度にまたがることから、横断的な条例の制定や、ワンストップ窓口の設置などを検討すること。

《対応状況》【政策局・環境農政局】

令和5年5月に「宅地造成及び特定盛土等規制法」が施行され、今後、新たに指定される規制区域内においては、宅地に限らず、一定規模以上の盛土・切土等が規制対象となります。

市街化調整区域等における一定規模以上の開発行為を伴う太陽光発電施設等の設置に関する開発計画については、神奈川県土地利用調整条例に基づく知事との協議を義務付けており、複数の許認可等が関係することから、県では、関係部局を構成員とする横断的な会議において、当該開発計画の適否を審査しています。

また、固定価格買取制度を活用する太陽光発電設備等については、国へ事業計画を申請し認定を受ける必要があり、認定に当たっては、適切な保守点検や維持管理、関係法令の遵守などが審査されます。

なお、太陽光発電設備を含め、一定規模以上の開発については、環境影響評価制度等の適切な運用により、環境保全の見地から適切な配慮をします。

こうしたことから、太陽光発電設備等の設置については、現行の様々な制度により対応しており、新たな条例の制定やワンストップ窓口の設置は現時点では考えていませんが、具体的な相談をいただいた際には、担当案内など、必要に応じて対応していきます。

＜要望事項＞

(4) 有害鳥獣対策の強化充実

ア 各地域における有害鳥獣被害状況（農作物被害や生活被害のほか、森林の植生劣化等）を検証し、実情にあった施策を展開する意味から、かながわ鳥獣被害対策支援センターに配置された鳥獣被害対策専門員に担当区域を設けた人員配置を行う等、県内地域の状況や加害獣の特性を理解した上で、実効性のある対策を講ずること。特に生息範囲や生息数が拡大している、シカ、イノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画等に基づき積極的に対策を講ずること。

《対応状況》【環境農政局】

各地域の実情にあった実効性のある対策については、地域県政総合センターごとに設置している地域鳥獣対策協議会を軸に推進していくとともに、かながわ鳥獣被害対策支援センターが市町村等の要請に応じて現地に赴き、被害状況などの地域特性に応じた効果的な対策の提案、実施に向けた支援、情報発信等を行っていきます。

なお、かながわ鳥獣被害対策支援センターの人員配置については、業務の内容や活動の効果を検証した上で検討していきます。

ニホンジカ、イノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、市町村との連携のもと目標達成に向け取り組んでいきます。

＜要望事項＞

イ 深刻化・広域化する鳥獣被害対策で、国はジビエを活用した取り組みを進めており、ジビエ活用の有無によって支援に差異が生じているが、野生鳥獣による農作物被害等が著しく、ジビエ活用よりも個体の減少、撲滅を優先せざるを得ない状況にあることから、支援策を見直すよう国へ働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

ジビエ活用について国は「被害防止のために捕獲を進めるだけでなく、捕獲鳥獣を地域資源（ジビエ等）として利用し、農山村の所得に変える取組が重要」としております、支援策の差異は、ジビエ活用を推進するために設けられています。

なお、農林水産業等に係る被害については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用が可能ですので、現行の施策の見直しについて国へ働きかける予定はありませんが、鳥獣被害対策を継続していくため、これまで同様、国の鳥獣被害防止総合対策交付金について、予算の確保を国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

ウ ツキノワグマの人里への出没が増加しており、住民の不安が高まっていることから詳細な生息数、生息域及び行動範囲の把握に努め、引き続き、町村への迅速な情報提供を図るとともに、緊急時の迅速かつ柔軟な対策を講ずること。

《対応状況》【環境農政局】

ツキノワグマの生息数の把握については、令和4年度から、ツキノワグマの生息数推定に必要なDNA情報を得るために体毛採取を目的とした調査を開始しています。

また、対策については「神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応マニュアル」に基づき、人身被害を防止するため、町村等と連携し、出没状況に応じたパトロールや追い払い、捕獲などの対策を速やかに行っていきます。

さらに、令和3年度から時限的な対策として、里地への出没が懸念される地区の特に重要度が高い箇所について、通信機能付きセンサーカメラを設置し、クラウド上に映像を送信してクマの行動を把握し、必要な情報を迅速に地域へ情報提供しました。これにより、クマの動向を迅速に把握するとともに、ファンなどを用いたDNA分析による個体の情報の収集や対策への活

用のノウハウを市町村に技術移転を行っていくことなど、地域で有効なクマ対策がされるよう支援していきます。

＜要望事項＞

- 工 有害鳥獣の捕獲に伴う捕獲活動経費は、鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により、単価が定められているが、この単価は制度開始以来ほとんど変わっておらず、捕獲用資材価格の上昇などにより、現在の捕獲者の経費負担に見合っていないため、単価の見直し（引き上げ）を行うよう国へ働きかけること。
さらに、県有害鳥獣捕獲奨励補助金については、引き続きその効果検証を行いながら制度を継続すること。

《対応状況》【環境農政局】

国の鳥獣被害防止総合対策交付金に係る捕獲活動経費の単価の見直しについては、内容を確認させていただいた上で、必要に応じて国へ要望していきます。

また、鳥獣被害対策実施隊の報酬及び保険等の交付率は定額（10分の10）ですので、積極的な活用をお願いします。

さらに、県による有害鳥獣捕獲奨励補助金は、鳥獣対策において県と市町村が一体となった解決策を検討していく中で、それが実施されるまでの被害を増やさないための緊急対策として、3年間の期限を設定し措置したものであり、イノシシに限り1年間延長した上で、令和6年度で事業を終了します。

なお、有害鳥獣の捕獲については、県の市町村事業推進交付金に加えて、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の緊急捕獲活動支援費の利用が可能ですので、必要に応じて御活用ください。

＜要望事項＞

(5) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

- ア 循環型社会形成推進交付金について、町村の事業実施に合わせ必要な予算額の確保とごみの広域処理に必要な施設の整備及び廃棄物処理施設と一体不可分な用地・建物整備もすべて交付対象に加えるなど、交付対象の拡充や交付要件の緩和を国へ引き続き要望し、その実現を図ること。

《対応状況》【環境農政局】

循環型社会形成推進交付金については、国に承認された循環型社会形成推進地域計画に基づく市町村の事業実施に合わせ、必要な予算額を確保することを国に要望しています。

ごみの広域処理に必要な施設の整備及び廃棄物処理施設と一体不可分な用地・建物整備については、範囲を限定せずに全て交付対象とすることを国に要望しています。

＜要望事項＞

- イ 町村は、プラスチック資源循環法において、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及びリサイクルのための体制や施設の整備など、必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、リサイクル先の確保が必要であるため、県として主導するとともに、リサイクル事業者の安定的確保について引き続き支援すること。

《対応状況》【環境農政局】

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」で定められた、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化の努力義務に関する市町村への技術的支援として、県は再資源化業者の確保状況を含めた各市町村の取組状況や検討状況を把握するとともに、市町村が参加する意見交換の場を設け、引き続き課題や先行事例の情報共有を図っていきます。

また、廃棄物処理業の団体などとも連携し、市町村のニーズを踏まえた情報提供や助言など

も行っています。

＜要望事項＞

(6) 墓地等の経営の許可等に関する指針の策定

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則では、住宅と墓地の距離規定はあるが、納骨堂には距離規定がなく、権限移譲された自治体の条例の相違により周辺住民の生活環境に影響を与える可能性もあるため、広域的見地から、納骨堂と住宅との距離規定に係る指針を示すこと。

《対応状況》【健康医療局】

墓地等の経営は、高度の公益性を有するとともに、国民の風俗習慣、宗教活動、各地域の地理的条件等に依存する面を有し、一律的な基準による規制になじみにくいことから墓地、埋葬等に関する法律に許可要件は規定されておらず、地域の実情に応じて許可要件が異なることが制度的な前提となっています。

その上で、県においても、風俗習慣、宗教活動、各地域の地理的条件等に照らして、一律的な基準による規制になじまないと考えられることから、納骨堂と住宅との距離規定に係る指針を示すことはできません。

地域の実情に合った墓地行政を推進するため、墓地等の経営の許可は、平成23年の第2次地方分権一括法により市長又は区長も権限を有することとされ、町村区域のみ知事が権限を有しています。

県としては、納骨堂に距離規定を設けることが適当であると考える町村においては、条例による事務処理の特例制度により権限の移譲を受け、納骨堂の需要や地域の宗教的慣習、都市計画との調整等を考慮した上で、地域の実情に合った形の運用を行っていくことが望ましいと考えます。

なお、県の規則では、埋葬（土葬）を行う墓地に限り住宅との距離規定を定め、埋葬（土葬）を行わない墓地及び納骨堂については住宅との距離規定を定めていません。

＜要望事項＞

(7) 航空機等による騒音等に対する対応の強化

ア 厚木海軍飛行場は、周辺市町村で深刻な航空機騒音被害が発生しているが、住民が航空機の種類を判別できない場合も多いことから、航空機が不明な場合でも一括して対応可能な問合せ先の設置、及び激しい騒音や低空飛行による脅威を感じることが予想される際には、事前に情報提供及び住民への十分な説明を行い、厚木海軍飛行場騒音規制を遵守するよう、国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

軍用機等の騒音問題については、一義的には、自衛隊機を運用し、日米安全保障条約によって基地を提供している国の責任において対応すべきものと考えます。

硫黄島での米軍の空母艦載機着陸訓練の情報など、国から提供を受けた情報についてはホームページ等で県民に周知していますが、基本的に、米軍機及び自衛隊機に関する飛行運用など、騒音につながる具体的な情報は、県をはじめ地方自治体には、国からは提供されていません。

そこで、基地関係市と連携し、激しい騒音の発生が予想される米軍機の飛行について、国の責任において適時、的確な情報提供を行うとともに、住民への十分な説明を行うことや、航空機騒音の苦情について国が責任を持って直接対応することなどを国に要望しており、引き続き求めていきます。

また、騒音軽減措置の緊急時を除く遵守の義務付けについても、国に要望しており、引き続き求めていきます。

＜要望事項＞

イ レジャーなどに利用される超軽量動力機いわゆるエンジン付きパラグライダーについて、住民から騒音に対する意見が寄せられている町村もあることから、エンジンやプロペラ等から発生する音量等の実態調査を行うとともに、飛行可能な地域の設定なども含め、必要な規制等の検討を行うこと。

《対応状況》【環境農政局】

今回の要望に係る騒音に関する事案への対応については、県においても把握している事例が少なく、現状では制度の構築による対応が適切かどうか判断できないことから、まずは、具体的な状況をお知らせください。

＜要望事項＞

(8) 新たな外国人材受入れ環境の整備

外国人が地域において円滑な生活を送るための医療や福祉サービス、就労、日本語教育及び災害時などの外国人受入れ環境の整備にあたって、速やかに町村に情報提供し連携を強化するとともに、財政面を含めて必要な支援体制を講ずるよう、引き続き、国へ働きかけること。

また、県においても、既存の「外国籍県民相談」及び「多言語支援センターかながわ」の相談窓口において、対応言語を増加させるなど、外国籍住民が暮らしやすい環境づくりに努めること。

《対応状況》【くらし安全防災局・文化スポーツ観光局・福祉子どもみらい局・健康医療局・産業労働局】

医療については、異なる言語や文化を持つ外国人患者の支援のため、神奈川県外国人医療推進検討会議において、関係団体・自治体と連携し必要な支援体制について協議していくほか、医療通訳制度の充実を図ります。制度の充実に当たっては、先行自治体等の制度との融合を図るとともに、医療費負担能力に欠ける外国籍県民救済のための制度の創設など、外国籍県民に関する医療体制を整備することを、引き続き国へ働きかけていきます。

福祉サービス等については、日本での安全・安心な生活や就労のために必要な情報を掲載した「生活・就労ガイドブック」の内容の拡充や、外国人向けの防災に関する普及啓発の推進、24時間相談対応が可能となるような体制整備を図るなど、都道府県国際交流推進協議会を通じて国に要望しました。

就労については、外国人労働者の定着、就労継続の促進を図るため、職場環境整備に取り組む中小企業等に対する奨励金の交付や外国人労働者を受講者とする日本語教室を市町、関係団体等と連携し、モデル事業として実施するなど、支援を行っています。

日本語教育については、外国籍県民等が生活に必要な日本語能力を身に付け、地域社会の一員として、安心して生活し、活躍できる環境の整備に努めるとともに、財政支援の継続・拡充を、引き続き国へ働きかけていきます。

なお、外国人受入れ環境の整備については、引き続き速やかに市町村に情報提供とともに、財政措置などの支援の拡充について国に働きかけていきます。

また、外国籍県民向けの相談窓口については、多言語支援センターかながわにおいて、ニーズの高い言語の対応日を拡充するなど、体制強化を図っており、引き続き、地域のニーズに応じた相談体制を構築できるよう努めます。

＜要望事項＞

(9) ナラ枯れ対策に係る財源の確保

県下全域に拡大するナラ枯れは、倒木による人的・住宅被害が懸念されるため、拡大防止にあたっては、市町村の取り組みに加え、広域的な観点から、県主導で対策を講ずること。また、対策に必要な財源の確保が十分図られるよう国へ働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

県では、ナラ枯れ被害対策ガイドラインにおいて対策の基本的な考え方を示し、このガイドラインに基づき、対策を行う市町村に対し調査や技術的助言をしています。

また、ナラ枯れ被害の防除対策として、国の森林病害虫等防除事業費補助金を活用し、市町村に交付助成しています。

令和4年度からナラ枯れによる被害量が減少に転じましたが、引き続きしっかりと対応できるように財源確保に努めています。

なお、令和6年度からナラ枯れ被害のまん延を防止するための森林の若返りや樹種転換を進めるメニューが新設されたことや、森林環境譲与税を活用してナラ枯れ対策を行っている市町村の事例などについて、情報提供していきます。

＜要望事項＞

(10) 民泊及び簡易宿所の適切な指導徹底及び情報共有

民泊法に基づく施設や管理人等が常駐しない簡易宿所などに対しては、騒音やゴミ出し等に関する問題発生の有無を確認するとともに、町村と連携し適切な指導等を実施すること。

また、違法民泊の疑いや騒音被害などに関する連絡があった場合、適切な事実確認を行い、調査や指導の結果について、当該施設の所在町村と情報共有を図ること。

《対応状況》【健康医療局】

住宅宿泊事業の届出住宅及び旅館業法に規定される簡易宿所について、騒音やゴミ出し等の問題が発生した場合には、それぞれの事業者が自ら対応することとなっています。

このため、県では問題発生の都度、その状況を把握しているわけではありませんが、届出住宅は「住宅宿泊事業監視指導要領」に基づき、また、簡易宿所は旅館業法の規定に基づき、保健福祉事務所の職員が立入検査等を行い、事業者への聞き取り等により、適正な運営がされているか確認をしています。

立入検査等の結果、違法民泊の疑い又は他の法令に関係する可能性がある場合には、地域連絡会を開催するなど、市町村、警察署、消防署等の関係機関との連絡を密に行い、連携して必要な指導を行っています。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

＜要望事項＞

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、医師数・病院数の偏在が生じており、救急医療体制の維持が厳しい地域も見られるため、県として安定した地域医療提供体制を確保するとともに、医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずることを国へ要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、「地域医療介護総合確保基金」の増額を国に働きかけ、市町村が提出した事業計画書どおり実施できることにする。

《対応状況》【健康医療局】

医師確保について、県は、県内4大学に地域枠を設定し、臨時定員を設けるとともに、地域枠に対して、卒業後の一定期間、産科を含む県が指定した診療科での勤務等を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内で医師が不足している診療科の医師確保に向けて取り組んでいます。

また、地域枠医師の配置方針等を定めたキャリア形成プログラムについて、4年間は地域枠医師を医師不足地域へ配置できるように改正しましたので、今後地域枠医師の適正な配置に努めます。

国に対しては、地域枠の令和6年度入学定員の増加について要望を行い、臨時定員5枠の追加が認められました。引き続き、臨時定員の継続について、国に要望していきます。

小児救急医療を始めとする救急医療の充実については、主に地域医療介護総合確保基金を活用して推進しています。身近な市町村単位での提供が困難な小児科等の二次救急診療事業の実施に当たっては、更なる基金の活用に向けて、十分な財源配分が受けられるよう国に対して要望していきます。

＜要望事項＞

イ 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるためにも、地域における中核的な総合医療機関に、周産期医療体制及び小児医療体制を充実させることが不可欠である。

特に医療サービスが脆弱な町村部における医療ニーズを的確に捉え、継続的に質の高い医療サービスを安定的に提供することができるよう、県として医療体制の一層の充実強化を図るとともに、医療機関に対して適切な指導を行うこと。

《対応状況》【健康医療局】

県では、産科医療及び分娩に関する調査により、分娩可能な医療機関の数や分娩の数等の状況などの把握を行っています。

また、周産期母子医療センターに対する補助や、産科・小児医療施設等の開設に係る施設・設備整備に対する補助事業の実施などを行っており、引き続き周産期医療体制の充実に努めています。

＜要望事項＞

ウ 第4期がん対策推進基本計画に位置づけられた各種がん検診の受診率目標の達成のため、費用の全額を国庫負担とすることを国へ要望するとともに、県としても町村と連携し、必要な支援を行うこと。

《対応状況》【健康医療局】

市町村の実施するがん検診については、受診率向上に向けて財政措置の拡充を講ずるよう、国へ継続して要望しています。

また、県ではピンクリボンライトアップを始めとした受診啓発活動において、町村との連携によりがん検診受診率の向上等を図るとともに、研修会の開催や情報提供を通じて町村を支援していきます。

＜要望事項＞

- エ おたふくかぜ及び帯状疱疹等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とし、その際には、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置するよう引き続き国へ要望すること。また、帯状疱疹ワクチンについて、国が定期接種化するまでの間、県による助成を行うこと。

《対応状況》【健康医療局】

県では国への要望において、世界保健機関（WHO）が推奨するワクチンのうち、定期予防接種化されていないワクチンについて、専門部会における接種の安全性に係る検討を進め、早急に定期予防接種化を図ること、国における定期予防接種の全額財政措置化について要望しました。

帯状疱疹ワクチンの定期接種については、令和6年12月18日に実施された第65回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、帯状疱疹を予防接種法のB類疾病に位置付け、令和7年4月1日から定期接種を開始する方針が定められたため、県が財政支援を行う予定はありません。

＜要望事項＞

- オ ワクチン接種後の症状発症者に対する救済措置を早期に実現するため、救済手続きの簡素化と迅速な審査を国へ要望すること。

《対応状況》【健康医療局】

予防接種後に発生した健康被害の救済の手続については、国において順次、審査が行われていますので、今後も国の動向に注視し、必要に応じて働きかけていきます。

＜要望事項＞

- カ 前立腺がんについては、現在対策型がん検診に含まれておらず、任意型がん検診や自己負担による検診が実施されているところだが、生活習慣の変化や平均寿命の上昇等により、り患者が急増していることから、検診実施自治体に財政措置を講ずるよう国へ働きかけるとともに、県としても町村と連携し、必要な支援策を講ずること。

《対応状況》【健康医療局】

前立腺がん検診は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づかない検診であることから、県が町村に対して支援することは困難です。

今後、前立腺がん検診の効果が検証され、指針に基づく検診として対策型検診に認められれば、交付税措置が取られる可能性があるため、国の動向を注視するとともに、適宜町村へ情報提供を行っていきます。

＜要望事項＞

(2) 障がい者等に対する助成制度の充実

ア 障がい者に対する各種補助制度について、規定の補助率を維持し、確実な予算措置を要望するとともに、国に対して「義務的経費」として位置づけるよう、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では、市町村が主体性を持って行う事業に対する補助についての補助率は、原則として3分の1以内としていますが、これまで、重度障害者医療費助成制度等については、補助率を2分の1としてきました。今後も、現行の補助率を維持するとともに、必要な予算の確保に努めます。

また、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障がい者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであります、引き続き要望していきます。

＜要望事項＞

イ 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費の国庫負担上限額を撤廃し、併せて地域生活支援事業に係る費用を国の義務的経費と位置付けるよう国へ働きかけること。当該費用が負担金化されるまでの間については、国の規定補助率と実質補助率との乖離によって町村に過度な負担が生じないよう、十分な財政措置を国へ働きかけること。

また、町村が地域生活支援事業を円滑に実施するには、あらかじめ歳入額を的確に見積もある必要があることから、県の補助額を早期に町村に明示すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

障害福祉サービスのうち訪問系サービスについては、国において負担上限額を設けられており、これを超過した額については、全額が市町村負担となる超過負担が発生することから、本県としても深刻な問題であると認識しています。

そのため、この超過負担に対しては、「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案で、国に上限額の仕組みの見直しを要望しています。

地域生活支援事業の国庫補助率が2分の1を下回り、市町村に大幅な超過負担が生じていることについては、本県としても大変深刻な問題であると認識しています。

そのため、例年「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案として必要な財政措置を国に要望しています。また、各種ブロック会議等においても国庫補助金の枠拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講じるとともに、配分方法については各自治体に情報提供することについても国に要望しています。

併せて、市町村地域生活支援事業の必須事業のうち、意思疎通支援や移動支援、日常生活用具の給付といった個人向けの給付事業については、安定的に必要な経費が確保できる国庫負担金とするよう国に要望しているところです。

また、県の補助額については国の補助額を基に算定しており、地域間格差を生じさせないよう配分するとともに、速やかに連絡するよう努めます。

＜要望事項＞

ウ 現在、障がい者手帳を有する方へ補聴器の購入補助制度はあるが、加齢性難聴に対しては一部の自治体が独自に高齢者の補聴器購入に対し助成を行っている状況である。

高齢者人口が増加する中、補聴器を必要とする高齢者が、生活の質を落とすことなく、心身ともに健やかに過ごすことができるため、国の負担による加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度の創設について、県として働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では、「令和7年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、加齢性難聴者を対象とする全国一律の基準による補聴器購入支援制度の創設を提案していますので、国の動向を注視し、必要に応じて市町村に情報提供していきます。

〈要望事項〉

エ 国補助事業である「医療的ケア児等総合支援事業」及び「地域障害児支援体制強化事業」については、こども家庭庁に移管されたことにより、補助率が変更され、国と町村がそれぞれ1/2負担に変更された。しかしながら、障害のある子どもの支援に係る県と町村との連携強化、及び県内の支援格差是正の観点から、引き続き県による町村への財政支援及び財政負担を行うこと。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

当事者目線の障がい福祉の実現を目指す本県としては、市町村の障がい児支援をしっかりと支えていくという姿勢に変わりはなく、「医療的ケア児等総合支援事業」及び「地域障害児支援体制強化事業」の2事業については、今後も補助を継続していく方針です。

〈要望事項〉

(3) 国民健康保険制度等の改革

ア 国民健康保険制度を円滑に運営するため、国保財政の構造的課題に対する3,400億円の財政基盤強化策等の効果を検証するとともに、現在の国民健康保険制度の円滑な運営のため、必要な追加支援策を実施すること。

また、保険料水準の統一に係るロードマップについては町村と協議を継続し、着実に推進を図ること。

さらに、国保制度の安定的な運営に資するよう、国が責任をもって制度設計を行い、地方自治体と協議し、国保基盤の強化を図ることを県として要望すること。

《対応状況》【健康医療局】

県では、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくため、財政基盤を国の責任において確立するとともに、地方自治体と協議の上、国が責任をもって制度設計し、必要な財政措置がされるよう、引き続き国に要望していきます。

また、保険料水準の統一に向けて、国保財政の安定化や被保険者間の公平性の確保等の観点から、国保運営方針における保険料水準の統一に向けたロードマップに基づき、市町村と協議を進めています。

〈要望事項〉

イ 子育て世帯の負担軽減策をより一層拡大するため、現在の未就学児を対象とする均等割保険料（税）の軽減措置については、令和8年度に創設される子ども子育て支援金と整合をとり、18歳までの被保険者を対象とするよう国へ働きかけること。また、併せて国による十分な財政措置を講ずるよう働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

子どもに係る均等割保険料軽減措置の対象範囲の拡大については、国に対して全国知事会等を通じて、国の負担により実施することを引き続き要望していきます。

＜要望事項＞

ウ 町村の安定的な国保財政運営のために取崩した国保財政安定化基金の減少分を、今後の事業費納付金に上乗せする場合は、町村と十分に協議を行い、算定する上で激変緩和措置を図るとともに、国庫補助の拡大等を国に働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

国保財政の安定的な運営に資するよう、令和6年度を始期とする「神奈川県国民健康保険運営方針」において財政安定化基金残高の目安を記載するとともに、基金残高の確保に向けては、市町村と協議の上、決算剩余金を積み立てるよう努めることとしています。

また、現在の国保財政安定化基金（本体基金）の規模について、保険給付費の急激な増大に対応できるものとなるよう基金積立に対する財政支援を国に対し要望していきます。

＜要望事項＞

エ 重度障がい者やひとり親家庭等への医療費助成については、国保財源である国庫負担金（療養給付費等負担金）の減額措置がとられているため、この措置を早急に廃止するよう引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

県では、「令和7年度国の施策・制度・予算に関する提案」や全国知事会等を通じて、国庫負担金等の減額措置の全面廃止について国へ働きかけを行っています。

＜要望事項＞

オ マイナ保険証への移行と現行保険証の廃止について必要な広報等は、国が主体的に実施し、医療保険者の事務負担が増大しないようにするとともに、移行に伴い町村に生じる費用については、その全額を国が負担するよう国へ働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取組を進める上での、医療保険者への負担への配慮については、これまで県内市町村、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合と連名での要望や、全国知事会等を通じて要望しているところですが、国民への必要な広報等の実施を含め、引き続き機会をとらえて要望していきます。

＜要望事項＞

(4) 児童福祉の充実

町村での児童相談ケースが、増加かつ複雑化するなかで、町村の相談体制の整備は益々重要性を増している。

改正児童福祉法により、「こども家庭センター」の設置が努力義務とされたが、町村では統括支援員の配置については財政措置を含め、その確保に大変苦慮している状況にある。

そこで、県は児童福祉司の増員など、児童相談体制の更なる充実強化を図り、町村の負担軽減を図る一方、統括支援員など専門職員の確保等、町村の相談体制の整備に係る財政支援を引き続き国へ強く働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では引き続き、児童福祉司の増員を含め、児童相談所体制整備に努めています。

また、こども家庭センターにおける統括支援員の配置を推進するため、実務者研修を開催するとともに、継続的な財政的支援の実施について国に働きかけていきます。

<要望事項>

(5) 介護保険制度の充実

ア 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち5%が調整財源とされ、市町村間で交付率に格差が生じており、第1号被保険者に負担を強いことになるため、保険料に転嫁されるとのないよう、引き続き強く国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

「介護給付費財政調整交付金」については、全国平均（5%相当）の交付率を下回る場合、不足分が第1号被保険者の保険料に転嫁され、保険料負担の増加につながるという課題があるため、これを制度上、別枠措置するよう国へ要望しています。

<要望事項>

イ 介護保険サービス利用料は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、介護保険料と同様、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

介護保険料の軽減措置については、消費税率の10%への引上げに伴い、消費税増収分を財源とする社会保障の充実の中で、市町村民税非課税世帯全体に拡大されています。

また、特別養護老人ホームの居室について、低所得者でもユニット型個室に入所できるよう、社会福祉法人による利用者負担軽減制度について、軽減対象者に一律に適用されるよう見直しを行うことなどを、引き続き国に要望していきます。

<要望事項>

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施にあたり、十分な財政措置を講ずること。
また、上限額を超える場合の個別協議は例外的な取扱いとされ、見直しが行われているが、保険者の実情に応じた柔軟な対応を図り、保険者への支援を充実させる観点から、更なる見直しを行うことを、国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

国は、上限額の超過は例外的な取扱いであることを踏まえ、令和3年度以降、総合事業の個別協議の運用を見直し、更に令和6年3月29日付けで個別協議の承認要件及び上限超過承認額の取扱いについて示したところです。

今後も国の動向等を注視し、地域の実情とのミスマッチが拡大しないよう国に求めていきます。

併せて、地域包括ケアシステム推進に係る伴走支援事業などを通じて、多様なサービスの導入や一般介護予防事業の充実に向けて支援していきます。

<要望事項>

エ 地域包括ケアシステムの構築に向け、医療・介護従事者の人材養成やスキルアップを行い、より積極的に人材の確保・活用の支援に取り組むこと。

また、介護人材の不足が深刻化する中、人材の確保・維持に必要な制度改革や地域包括支援センターの職員配置の柔軟化、及び財源措置等について引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局・健康医療局】

地域包括ケアシステムの構築に向けた人材の確保・活用について、福祉・介護分野では、高齢化の進展により介護サービスを必要とする要介護者の増加が見込まれる中、喫緊の課題と認識しており、地域医療介護総合確保基金等を活用して、「多様な人材の確保」、「資質の向上」及び「労働環境等の改善」の3つを大きな柱として、関係機関と連携した取組を進めています。

今後も各市町村の状況やニーズを伺いながら、地域医療介護総合確保基金を活用した事業の内容について検討するとともに、国の動向を注視し、必要な提案を行っていきます。

医療分野では、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、在宅医療を担う医療従事者を十分確保する必要があることから、県は「地域医療介護総合確保基金」を活用して、県医師会が運用する在宅医療トレーニングセンターへの補助や、県内各地域の課題に対応した医師向けの研修などにより、在宅医療の担い手となる医師等の育成を図るよう努めています。

さらに、看護職員については、看護師等養成所における新規養成に加え、復職支援、離職防止等の定着促進等を推進しているところであり、今後も「地域医療介護総合確保基金」を活用し、看護職員の確保に向けて取り組んでいきます。

地域包括支援センターの職員配置の柔軟化については、「介護保険制度の見直しに関する意見」（R4.12.20社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、令和6年3月29日付け改正省令の公布（令和6年4月1日施行）等により、複数拠点で合算しての3職種の配置や総合相談支援事業の一部委託を可能とするなど、センター業務の効率的かつ効果的な運営に向けた所要の改正が行われたところです。

今後も、市町村職員研修等を通じて職員の人員体制の確保につながるような取組事例の把握・共有を図る等、市町村のセンター業務の効率的かつ効果的な運営に向けた支援を行っていくとともに、センター職員の適正な人員確保に必要不可欠な財源である地域支援事業交付金についても、継続かつ安定的な財源措置を図るよう国に要望していきます。

〈要望事項〉

- オ 介護事業者において、質の高い介護職員が確保され、安定した事業運営ができるよう、介護人材の確保策及び処遇改善の更なる充実を図るとともに、独自に研修支援等を行う自治体や介護サービス事業者の負担軽減を図るため、国の責任において十分な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

福祉・介護人材の養成・確保については、高齢化の進展により介護サービスを必要とする要介護者の増加が見込まれる中、喫緊の課題と認識しており、地域医療介護総合確保基金等を活用して、「多様な人材の確保」、「資質の向上」及び「労働環境等の改善」の3つを大きな柱として、関係機関と連携した取組を進めています。

また、介護職員の慢性的な不足の状態が続いていることから、職員の確保、定着に向け、賃金改善のための更なる報酬の引上げについて国に要望しています。

さらに、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して、賃金改善を目的とした加算を確実に取得できるよう、社会保険労務士を派遣するなど、引き続き支援を行っています。

今後も、各市町村の状況やニーズを伺いながら、地域医療介護総合確保基金を活用した事業の内容について検討するとともに、国の動向を注視し、必要な提案を行っていきます。

<要望事項>

(6) 成年後見制度における中核機関の設置に向けた支援

判断能力が不十分な高齢者等を支援する成年後見制度において相談窓口となり、関係機関等との調整役を担う「中核機関」の設置とその運営については、関係機関相互の連携や専門人材の機能強化など、広域自治体として主導するとともに、必要な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では、「かながわ成年後見推進センター」において、市町村（中核機関等）の要請に基づき、後見人候補者の検討、選任等の事前検討及び受任者調整を行うなどの業務を新たに位置付け、市町村の体制整備に向けた支援を拡充しています。

今後も関係機関と連携を図り、市町村の中核機関の設置を支援するとともに、設置後の取組状況や課題等を共有し、各中核機関における機能強化を支援していきます。

また、市町村において、地域の実情に応じた専門性・柔軟性を踏まえた適正な人員体制の確保が可能となるよう、引き続き、国の予算措置に関する動向を注視しつつ、必要に応じて国に対し要望していきます。

<要望事項>

(7) 引き取り手のない死亡人の取扱に係る費用負担の見直し

身寄りがなく、引き取り手のない死亡人の火葬、埋葬等の取扱費用については、墓地埋葬法により町村が負担しているが、町村に一方的な財政負担が生じないよう、法改正により都道府県による弁償の規定を明確にするとともに、諸事情により町村が負担せざるを得ない費用については助成を行うなど対策を講ずるよう国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局・健康医療局】

身寄りがなく、引取り手のない死亡人の火葬、埋葬等の取扱費用については、墓地埋葬法第9条第2項に規定されており、行旅病人及び行旅死亡人取扱法を準用することとなっていますが、その費用は、同法第11条の規定により、まず、死亡者の遺留の金銭又は有価証券をもって充て、なお不足する場合は、順次、相続人及び死亡者の扶養義務者の負担とされています。

また、同法第13条の規定により、なお費用の弁償を得ないときは、遺留物品を売却して得た金銭をもって費用に充てることができるとされています。さらに、以上によてもなお費用に不足する場合に県に対して費用弁償の請求をすることができます。

従って弁償規定は明確にされており、法改正の必要はないものと考えます。

なお、相続人や扶養義務者が費用弁償請求先としてふさわしくないと判断された場合には、当該費用の負担を県費とするよう令和7年度当初予算において所要額を措置しました。

5 子ども・子育て支援政策の推進

＜要望事項＞

(1) 「子ども・子育て支援制度」の推進

ア 1号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国統一費用部分（国1/2、県・町村各1/4）の他に、公定価格に対する地方単独費用部分が設定されており、町村に過大な財政負担を強いるものであることから、地方単独費用部分を直ちに撤廃し、公定価格全体を国庫負担対象額とする本来の制度に改正するよう国への働きかけを行うこと。

また、子ども・子育て支援制度の着実な促進を図るため、神奈川県子ども・子育て支援交付金の継続と更なる充実を図ること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

地方単独費用部分については、令和6年4月1日以降25.6%から25.1%に引き下げられたところですが、給付費は本来、新制度における幼児期の教育・保育の充実のために支払われる個人給付であるため、認定区分にかかわらず、国は原則どおり他の給付費と同じく2分の1を負担すべきであると考えます。このため、県としては、1号認定の子どものみに経過措置として設定されている「地方単独費用部分」の速やかな廃止について、国に繰り返し要望しています。

また、地域子ども・子育て支援交付金については、引き続き県負担分（3分の1）を補助していきます。

＜要望事項＞

イ 幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う保育の必要性のない子どもに対し、令和3年度より利用料の一部を給付しているが、子育て支援の拡大を図る観点から、満3歳児以上の子どもの利用料を無償化するよう制度の見直しを国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

幼児教育・保育の無償化について、国は、幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通う子どもを対象とすることを原則としています。

例外的に保育所に入れない児童が多くいることを踏まえ、幼児教育類似施設を含む認可外保育施設を利用する保育が必要な児童に限り、無償化の対象としたものと承知しています。

一方で、令和3年度から、地域子ども・子育て支援事業のひとつである多様な事業者の参入促進・能力活用事業に、国が定める一定の基準を満たした「幼児教育類似施設」に通う子どもの利用料の一部を給付する内容が追加されています。

前述の事業における補助額は、地域における多様な集団活動を利用する保護者の経済的負担の軽減を図る観点から、幼児教育・保育の無償化の対象となる認可施設に対する利用者支援（私立幼稚園の場合月額2.57万円）とのバランス等を考慮しつつ、国の予算編成過程の中で月額2万円として設定されたのですが、引き続き、「幼児教育類似施設」に通う子どもについても、同額の補助とするよう国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(2) 子ども・子育て支援、待機児童対策等のための補助制度の見直し

ア 保育緊急対策事業費補助のうち、「低年齢児受入れ対策緊急支援事業」は、補助制度を継続すること。

併せて、民間保育所に対する補助のみでなく、公立保育所への補助、特に、老朽化した施設の整備や耐震化等への財政支援、保育士の人員費及び人材育成に対する支援等対象経費の拡充を図ること。

《対応状況》【政策局・福祉子どもみらい局】

保育緊急対策事業費補助金のうち、「低年齢児受入対策緊急支援事業」については、令和4年度に補助対象の見直しを行いましたが、令和7年度についても引き続き所要額を措置することとなりました。

なお、市町村が保有する施設について、市町村が公共施設等総合管理計画の個別施設計画等に基づいて、長寿命化、老朽化対策として改修する際には、市町村自治基盤強化総合補助金が活用できる場合もあります。

＜要望事項＞

イ 放課後子ども教室推進事業については、県の補助金積算調整基準の根拠を明確にし、国の実施要領と整合を図るとともに、引き続き県の予算を確保すること。

また、町村が今後も安定的かつ一層の事業充実を図ることができるよう、必要経費の地方財政措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【教育局】

放課後子ども教室への支援については、限られた財源の中で、事業の実施主体である市町村の意向を反映できるよう、積算調整基準の見直しを図っています。

謝金単価等については国の実施要領を根拠とし、これと整合するように改定を行っています。また、箇所当たりの人数等については県独自の基準を設けています。

これは、限られた予算で多くの市町村の事業を支援するためのものです。

県教育委員会は、市町村が継続的に事業を実施できるよう、国に対して必要な経費の地方財政措置を講ずるよう、県自ら働きかけを行うとともに、全国都道府県教育委員会連合会を通じて、引き続き要望していきます。

＜要望事項＞

(3) 多様な医療費助成の充実

ア 子どもの医療費の助成は、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減の重要な支援策である。また少子化対策の観点からも、国において、全国統一的な子どもの医療費助成制度を創設することを県として引き続き働きかけること。

また、県は令和5年度から小児医療費助成制度の対象年齢を就学前から小学校卒業までに引き上げたが、県補助対象である中学生の入院については、償還払いのみを補助対象としており、現物給付を基本とする市町村補助制度の実情が考慮されていないため、早急に制度を見直すこと。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

小児医療費助成制度における補助対象拡大についての御要望は、財政負担が生じることから慎重に検討していきます。

県としては、小児医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して「関東地方知事会議」や「令和7年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望しています。

引き続き、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、国に対して働きかけていきます。

＜要望事項＞

- イ ひとり親家庭等医療費助成、重度障害者医療費助成については、制度改正から16年が経過し、社会経済情勢が大きく変化していることから、制度のあり方について、改めて町村と協議をする場を設け、早期に検討を開始すること。
また、この2つの助成制度については、法律等に基づく全国統一した助成制度とするよう、国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

ひとり親家庭等医療費助成制度の見直しについては、一部負担金や所得制限の撤廃などの課題があると認識していますが、対象者が多く、多額の負担が生じることから、慎重に検討していきます。

なお、制度の在り方に関する協議の場については、コロナ禍前まで、市町村が持ち回りで開催されている「医療費助成関係事務研究会」に県も出席し、意見交換をさせていただいていたと承知しており、そのような機会へのお声がけについても、御検討いただければと思います。

重度障害者医療費助成制度の今後の制度の在り方については、見直しによる県民や市町村の影響が大きいことから、まずは市町村との検討の場を活用し、制度の様々な課題について協議していきます。

また、県では、ひとり親家庭等医療費助成制度及び重度障害者医療費助成制度については、「令和7年度国策・制度・予算に関する提案」により、国の責任において医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、引き続き要望していきます。

＜要望事項＞

- ウ 不妊治療の保険適用の拡大を国へ働きかけること。また、保険適用されない間は、県による不妊治療費助成事業を拡充し継続すること。
また、不育症治療については、専門医の育成及び助成に係る予算を確保するよう、国へ働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

県は、「令和7年度国策・制度・予算に関する提案」において、不妊治療を必要とする患者が安心して治療が受けられるよう、現在、医療保険の適用外となっている先進医療についても、有効性や安全性の検討を進め、それらが認められる治療法については保険適用の対象とすることや、不育症治療等に係る研究及び人材育成等を推進し、有効性等が確立された治療等について、保険診療で受けられるようにすること、また、検査や治療が可能な医療機関が限られていることなどが課題となっているため、更に国において人材の育成を進めていくことについて提案しております、引き続き国に働きかけていきます。

また、県では、令和6年度から、市町村と連携して、健康保険の適用外となる不妊治療のうち、先進医療に指定された治療に係る費用の補助に取り組んでおり、引き続きこうした取組により、不妊治療を受けられる方の経済的負担の軽減を図っていきます。

6 産業の振興及び観光施策の推進等

＜要望事項＞

(1) 県内の観光の推進

ア 県内農林水産業の資源を活かし、神奈川県6次産業化推進計画に位置づけられた取り組み方針や目標等の達成と、観光資源ともなるブランド商品の開発・強化を進めるため、県は神奈川県農山漁村発イノベーションサポートセンターとともに、町村へ積極的な支援を行い、地域の活性化に努めること。

《対応状況》【環境農政局】

6次産業化の推進については、農山漁村発イノベーションサポートセンターを設置して、引き続き人材育成や商品開発支援に取り組んでいくとともに、町村からの相談にも対応していきます。

＜要望事項＞

イ 町村が、観光基盤の充実・強化を図るため、施設整備を行う場合に、その整備に係る新たな財政措置を講ずるよう引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【文化スポーツ観光局】

観光基盤の充実・強化に向けた施設整備については、財源の確保が図られるよう、県から国に対して、国際観光旅客税の地方自治体への財源措置を講じることを提案しています。

また、全国知事会でも、税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分するよう、国に対して提言しています。

県としては引き続き、全国知事会と連携しながら国へ働きかけをしていきます。

＜要望事項＞

ウ 観光イベントにおける観光客の交通手段の1つとして、バスは大きな役割を果たしているが、運転手不足による減便等の輸送力の低下が、観光行事を取り巻く環境にも大きな影響を与えている。

そこで、運転手不足の解消に向けた具体的な施策を講ずるとともに、道路運送法第21条に基づく一時的な需要に係る一般貸切・一般乗用旅客自動車運送のための交通事業者への財政支援や、観光地への誘客、及び観光地の観光消費額促進に向けた地域内の周遊性向上のために行う自治体の取組みに対し、具体的な支援策を講ずること。

《対応状況》【文化スポーツ観光局・県土整備局】

運転手不足に対する公共交通事業者への支援について、県は、大型二種免許の取得に活用できる交付金をバス協会に交付するとともに、バス協会と連携して、採用情報の周知を図るなどの取組を行っています。

また、令和7年度からは、新たに、県内乗合バス事業者に対し、大型二種免許の取得までの期間が短縮できる特例教習受講費用を補助していきます。

県では、観光情報ウェブサイト「観光かながわNOW」で、地域のイベントや、地域内の周遊性を高めるモデルコースを紹介するなど、県内観光地の情報発信、誘客に取り組んでいます。

また、各地域が行う周遊性向上や観光消費額を高める取組に対して、人流等の観光データを提供する支援を実施しています。

今後も、御要望に応じて、地域のイベントやおすすめ観光スポットの情報を「観光かながわNOW」に掲載するなど、地域の取組を支援していきます。

<要望事項>

(2) ICカードの広域利用による観光振興

観光振興と生活関連利用者の利便性の向上を図るため、TOICAエリアとSUICA首都圏エリアをまたがる利用が可能となるよう、関係機関等を通じて鉄道事業者や国に対し、引き続き働きかけを行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

JR御殿場線ICカードの跨り利用については、様々な機会を通じて国や鉄道事業者に働きかけるとともに、県内全市町村及び関係団体等により構成される「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、鉄道事業者に要望していきます。

<要望事項>

(3) かながわブランドの振興に係る支援の充実

茶の消費量・栽培面積ともに減少傾向にあるなかで、かながわブランドに認定されている「足柄茶」の振興を図るために、農業機械等の購入費助成やスマート農業技術の導入について、県補助事業の充実を図ること。また、茶の消費量増加のため、茶の地産地消を促進する県主体の事業を実施すること。

《対応状況》【環境農政局】

茶の生産に係る農業機械等への支援については、認定農業者等の要件がありますが、市町村事業推進交付金（農とみどりの整備事業（農業機械整備分））による栽培管理等に用いる農業機械への補助が可能ですので、必要に応じて御活用ください。またスマート農業技術の導入に対する支援として、スマート農業機器の導入経費に対し補助率3分の1以内での補助を実施しています。

なお、国事業としては、農地利用効率化等支援交付金があります。

茶の消費拡大については、「かながわブランド」登録品として「足柄茶」の特徴を「かなさんの畑」のホームページなどで発信するとともに、マッチング商談会による商談の機会を提供するなど販売促進に取り組んでいきます。

<要望事項>

(4) 産業・観光振興に係るICTやAIの導入促進及び支援

産業・観光振興に係るICTやAIの導入については、県は、町村と連携して積極的に取り組むとともに、町村や事業者がICT・AIの導入、活用や環境整備に係る独自の取り組みを行う場合に助成を行うなど、その推進を図ること。

《対応状況》【政策局・総務局・文化スポーツ観光局・産業労働局】

産業・観光振興について、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所において、製造業における生成AI等の活用を促進するため、令和6年度から人材育成支援や専門家派遣、製品化・事業化支援を実施しています。また、公益財団法人神奈川産業振興センターでは、IT・IoT等の導入、活用に関する相談窓口を設置しているほか、専門家を派遣して最適なIT・IoT等の導入、活用を支援しています。併せて、令和6年度に、小規模事業者のデジタル化に資するシステム導入等に要する費用に対する補助金を創設し、業務効率化の取組を支援しています。

外国人観光客向けの環境整備や新たな観光需要への取組等に対応するため、民間事業者に対しデジタル技術を活用した業務効率化等に要する一部の経費を補助しています。

なお、市町村については、産業・観光振興に係るICT・AIの導入、活用や環境整備に際して、市町村の地方版総合戦略に位置付けられた事業であれば、市町村自治基盤強化総合補助金で補助が可能な場合があります。

引き続き、県ではDX相談の実施やDX総合窓口において、市町村の課題やニーズを新たに把握し、助言、提案を行うことで、今後も各市町村におけるDXの推進に取り組んでいきます。

<要望事項>

(5) 小規模な農業災害における補助制度の創設

農業の衰退を防ぎ、将来にわたって安定した農業生産を行う上で基盤となる農地が、近年の異常気象による豪雨等により被災した場合、国庫補助事業の要件に満たない小規模災害については、助成制度が多岐にわたることから、わかりやすく周知を図ること。

《対応状況》【環境農政局】

本県における農地の災害復旧事業の国負担割合は、激甚災害の指定など一定の要件を満たす場合が多くなっており、近年の激甚災害では、補助率の大幅な上昇により、国の補助率95.8%～98.1%と高い補助率となっています。

なお、国庫補助事業の要件に満たない1か所の工事費が13万円以上40万円未満の復旧工事においても、農地等小災害復旧事業債による起債対象となる場合や、国の「日本型直接支払制度」を活用した地域共同の取組において、補修や復旧等が可能となる場合もあります。

さらに、一定要件を満たせば、神奈川県市町村事業推進交付金の農とみどりの整備事業において、緊急に復旧等が必要な地区として、受益面積の要件なく事業対象となります。

このように、被災農家の方の負担軽減につなげるための様々な制度があることから、災害復旧事業に係る市町村担当者研修会を実施し、市町村職員等の災害復旧事業に対する知識習得を支援するとともに、被災状況等に応じた支援制度の活用を助言するなど、引き続き、市町村との連携強化に取り組んでいきます。

<要望事項>

(6) 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策における農場の分割管理の推進

国では、鳥インフルエンザ発生時に全羽殺処分とはしない「分割管理」を進めており、マニュアルが示されているが、分割管理の施行にあたって県は速やかな確認を行うほか、発生予防やまん延防止に係る支援の拡充、また施設整備等に充てられる充実した財政支援制度の構築を国へ働きかけすること。

《対応状況》【環境農政局】

農場の分割管理については、国の方針に基づいた適切な分割管理が行われるよう、引き続き各農場の実態に合わせた指導を実施するとともに、分割した衛生管理区域の飼養衛生管理強化に必要な機器整備に対し補助しています。

また、発生予防及びまん延防止に係る支援制度の強化・拡充や施設整備等に対する継続的な財政支援について、全国知事会を通じて国に要望しています。

<要望事項>

(7) 「建築物として取り扱わないビニールハウス」等の取扱いに係る弾力的な運用

スマート農業を行うビニールハウスでの農業経営を目指す法人等の参入を促し、魅力ある農業を次代につなぐため、「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る取扱いについて、高さ及び面積要件を廃止するとともに、被覆材の要件についても弾力的に運用すること。

また、ガラス素材を使用した温室等について、農業用で使用する施設については、建築基準法上の建物として取り扱わないよう基準の緩和を図ること。

《対応状況》【環境農政局・県土整備局】

ビニールハウスについては、一般社団法人日本施設園芸協会が策定した「園芸用施設設計施工標準仕様書」に適合するものは、一定の安全性が担保されることから、県所管区域においては、高さと面積の上限について、令和7年4月1日付けで全面的に廃止します。

また、ガラス等を屋根材とした温室についても、標準仕様書に適合するものは、農業者が農作物を栽培するために設置するものに限り、高さや面積の上限を設けることなく、建築確認を不要とする方向で、見直しに向けた検討を進めていきます。

＜要望事項＞

(8) 伐採造林届の提出の周知

伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に係る伐採造林届の提出について、制度を知らないことによる無届伐採の事例が発生している。町村は広報紙やホームページでの周知に努めているが、無届伐採を解消する観点から、県からも制度の周知徹底や必要な措置を行うこと。

《対応状況》【環境農政局】

伐採及び伐採後の造林の届出制度については、現在県でもホームページに制度の内容を掲載し、周知を図っているところです。

今後、無届伐採の発生状況等、現状を把握した上で、効果的な周知方法等必要な措置を検討していきます。

7 都市基盤等の整備促進

＜要望事項＞

(1) 土地区画整理事業への新たな補助制度の創設

公共団体施行の区画整理事業について、財政基盤が漸弱な町村にとっては財源確保が困難なため、組合施行の事業と同様な補助制度を県として構築すること。

《対応状況》【県土整備局】

公共団体施行の補助拡充や新たな補助制度を創設するためには、県の補助制度の変更が必要となります。

しかし、厳しい財政状況を踏まえると、補助制度を変更して県が上乗せ補助することは極めて困難です。

県としては、引き続き、計画的な事業推進を図るための予算確保について、国へ要望するなどの支援をしっかりと行っています。

＜要望事項＞

(2) 社会資本整備総合交付金の充実

国に対して、次の各項目について働きかけること。

ア 都市基盤整備を推進するうえで有意義な本交付金については、町村の要望額を下回る内示額が示され、一般財源等で充当せざるを得ない状況が続いているため、適切な所要額を確保すること。

《対応状況》【県土整備局】

本交付金については、「令和7年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、地域の特性を踏まえて社会資本整備を計画的かつ確実に進められるよう、所要額の確保等を国に働きかけています。

今後も様々な機会をとらえて、国に働きかけていきます。

<要望事項>

イ 本交付金により、更新を含めた道路の建設、改修等が確実に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、現在交付金対象となっていない事業についても、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、本交付金の対象とすることを国に働きかけます。

《対応状況》【県土整備局】

本交付金については、「令和7年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、地域の特性を踏まえて社会資本整備を計画的かつ確実に進められるよう、所要額の確保等を国に働きかけています。

今後も様々な機会をとらえて、引き続き国に働きかけていきます。

<要望事項>

ウ 橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を引き続き講ずること。

《対応状況》【県土整備局】

県では、市町村が実施する橋りょう・トンネルの修繕や点検に対し、「神奈川県道路メンテナンス会議」において、国と連携して橋りょう点検などの技術講習会を開催するとともに、気軽に相談できる窓口を設置し、技術的な支援を行っています。

このほか、公益財団法人神奈川県都市整備技術センターと連携し、市町村の点検業務を一括して発注する支援や橋りょうの修繕・補強に関する基本的な考え方などをまとめたマニュアルの作成も行っています。

また、財政面でも国に対して、交付金等の十分な予算措置を講じるよう、働きかけています。

<要望事項>

(3) 町村部における県道整備の推進

町村部における県道は、住民の最も基本となるインフラであり町村の骨格を形作るものであることから、県内道路ネットワーク全体のバランスに配慮しつつも、町村部の道路整備の重要性を認識し、国庫財源を含む必要な予算確保に努め、着実に整備を実施すること。

また併せて、町村のまちづくり推進に係る、局所改良的な道路環境整備も重要なことから、着実に推進すること。

《対応状況》【県土整備局】

町村部における県道の整備については、「かながわのみちづくり計画」において、真に整備を推進すべき箇所は、都市部、町村部の分け隔てなく、しっかりと計画に位置付けています。

県としては、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しながら、町村部における道路整備についても計画的かつ着実に推進していきます。

また、局所改良的な道路環境整備についても、県全体から見た事業の優先度などを見ながら整備していきます。

財政面については、国に対して、交付金等の十分な予算措置を講じるよう、働きかけています。

＜要望事項＞

(4) 生活交通の確保対策の充実

生活交通の確保・維持については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」や県の「地域公共交通確保維持費補助制度」を活用しているが、今後とも住民の生活の足を確保するために、次の対策をとること。

ア バス路線は、不採算による路線からの撤退や減便により、町村民の利便性が損なわれているため、県は「補助額の増額及び町村の要望に対応可能な予算額の確保」を国へ働きかけるとともに、人口減少が続く地域のバス路線維持のための県独自の補助制度を創設すること。

《対応状況》【県土整備局】

国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、交通不便地域の指定要件や新規運行に限定された補助要件などにより、地域における必要性が高い輸送手段であっても、国の補助を受けているものは、一部にとどまっています。

そこで県は、地域公共交通確保維持改善事業について、補助要件の緩和や拡充を図るとともに、十分な予算措置を講じるよう国に対し働きかけを行っているところです。

また、県は、神奈川県生活交通確保維持費補助金において、生活交通として維持する必要のある既存バス路線のうち、広域自治体の役割として、「複数の市町をまたぐなど広域的な路線」「主要駅に接続する幹線的な路線」など、広域的な公共交通網の形成に必要な路線に対して補助を行っています。

今後も、地域公共交通の維持や確保に向け、引き続き国への要望を行うとともに、地域の課題に対応した交通施策を実現するために、市町村の様々な御意見を伺いながら議論していきます。

＜要望事項＞

イ 地方創生や高齢化対策、また地球温暖化対策の観点からも公共交通は重要であるが、県の補助制度は、路線のキロ程要件や広域拠点の中心となる鉄軌道駅に接続することなど、補助要件が厳しいことから、その緩和を図るとともに、国と協調して補助を行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

県は、神奈川県生活交通確保対策地域協議会を設置し、乗合バス事業者から、路線退出等の申出が行われた際、生活交通の確保方策について協議を行っています。

この協議の結果、生活交通として維持するとの確保方策が講じられることとなった系統のうち、一定の要件を満たすものについて、その取組を支援するため、神奈川県生活交通確保維持費補助金の交付対象としているところです。

＜要望事項＞

ウ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、地域公共交通計画の作成が「地域公共交通確保維持事業」による補助要件として定められたが、特に広域的な路線に係る計画については、路線バス事業者が、今後とも地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助を受けられるよう、県として、主体的にその役割を果たすとともに、町村に対して支援を行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

地域公共交通計画の策定について、国は、4以上の市町に跨るバス路線が、県内全域に存在する場合は県が策定するとしており、2から3程度の市町村をまたぐバス路線については、県が、それぞれの市町の地域公共交通会議に参画し、広域的な立場から支援を行い、地域公共交通計画は、個々の市町が策定するとしています。

県内では、4以上の市町にまたがる路線はなく、県としては、引き続き、市町の地域公共交通会議の場を通じて、広域的な立場から技術的支援を行っていきます。

また、国庫補助金に係る国への計画認定申請は、地域公共交通計画を策定した市町が行うことになりますが、広域的な路線に係る申請については、国や関係市町、バス事業者など多くの関係者間の協議が必要となるため、市町の手続が円滑に行えるよう、引き続き、県がバス事業者からの資料を取りまとめるなど、主体的な役割を果たしていきます。

＜要望事項＞

(5) 河川区域内における環境保全対策の充実

自治会への委託制度等によって、河川環境の保全を図っているものの、自治会の高齢化等から、管理が行き届かない箇所も見受けられるため、河川管理者による草木の除草並びに伐採を充実すること。また、自治会への委託制度等による場合は、必要な財政支援を講ずること。

《対応状況》【県土整備局】

除草や樹木伐採については、治水や河川環境の保全、河川利用、防火・防犯の観点から実施しており、厳しい財政状況ですが、自治会委託制度も活用しながら、適切な制度運用に努めています。

＜要望事項＞

(6) 合併処理浄化槽設置に係る財政措置の継続

河川水質環境の改善を促進させるには、合併処理浄化槽設置を加速させる必要があることから、補助制度拡充のための財政支援措置を講ずること。なお、国の循環型社会形成推進交付金については、引き続き、支援されるよう国へ働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

合併処理浄化槽設置に係る財政措置について、県は、県内全域（政令市を除く）を対象に浄化槽の転換に要する経費への補助を行っているほか、相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域においては水源環境保全税を充当して上乗せ補助を行っています。

また、県では、国の循環型社会形成推進交付金の制度改革に合わせ、都度、検討を行い、県補助制度の拡充を図っています。同交付金の継続や補助対象の拡大等については、県では全国生活排水対策連絡協議会を通じて要望しています。

引き続き、これらの補助制度の積極的な活用を促進していくとともに、国の動向を注視していきます。

＜要望事項＞

(7) 上下水道事業の整備促進に伴う財政措置

ア 上下水道施設の改修や老朽化に伴う更新、耐震化に係る工事費並びに維持管理費の増大は、安定した上下水道事業を運営するうえで制約となることから、国庫補助事業における採択要件の緩和、補助率の引き上げ及び補助要望額に応じた予算の確保を国へ要望とともに、県においても施設の維持管理に係る補助制度の創設を検討し、国との共同補助とすること。

《対応状況》【健康医療局・県土整備局】

県では、上下水道ともに耐震化等の施設整備に係る国費支援に関して、採択要件の緩和や確実な財源措置などを国に要望しています。

今後も、補助制度の充実強化が図られるよう、国に働きかけていきます。

一方、公営企業である上下水道事業については、原則として独立採算により経営されるものであり、上下水道施設の維持管理に係る費用については、原則として料金収入等によって賄われるべきものと考えます。

＜要望事項＞

- イ 下水道事業については、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実に向け、継続的に国へ要望すること。

《対応状況》【政策局】

下水道事業に係る地方財政措置は、公営企業としての性格、汚水と雨水の流入割合等を総合的に勘案した上で措置されているものですが、地方交付税の算定方法について、改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望を取りまとめていく中で、国に伝えていきます。

＜要望事項＞

- ウ 国策として進める下水道事業の広域化・共同化の推進について、施設の老朽化や職員数の減少、人口減少に伴うサービス需要の減少などの課題が山積している状況に鑑み、将来にわたる住民サービスを確保するため適切な財政措置を講ずることを国へ求めること。

また、県においては、令和5年3月に策定した神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画を着実に推進するとともに、町村が抱える課題の解決に向けた必要な支援を行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

下水道事業の広域化・共同化の取組を推進するためには、国による十分な予算措置などが必要であり、事業運営の効率化に向けた交付金制度の拡充など、引き続き、国に働きかけていきます。

また、本県が令和5年3月に策定した「神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画」では、ハード・ソフトによる21の連携メニューを位置付けており、引き続き、メニューを着実に実行するため、県は関係自治体と連携しながら具体的な検討を進めていきます。

県は、広域的な立場から、自治体間の調整や技術的な助言をするなど積極的に支援していきます。

＜要望事項＞

(8) 公共施設の計画的更新の促進

国の指導により策定した公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置付けられた公共施設等については、老朽化対策をはじめとした適正管理を推進するため、引き続き財政支援の拡充を国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

公共施設等総合管理計画に基づく施設の再編等については、公共施設等適正管理推進事業債の地方債制度において優遇措置が設けられています。

また、国庫補助ではありませんが、「市町村自治基盤強化総合補助金」において、公共施設等総合管理計画の個別施設計画等に基づく施設統廃合事業や施設長寿命化・老朽化対策事業を設けています。

県としてはこうした制度の周知に努めるとともに、公共施設等の適正な管理に当たっての効果的な財政支援の拡充について、機会をとらえて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(9) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び新規整備に係る補助制度の創設

町村においては、小規模な都市公園が多い中で、大規模改修や新規公園を整備する場合に、補助要件を緩和した町村が活用しやすい、新たな補助制度の創設を国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局・県土整備局】

国土交通省の交付金は、国の施策に沿った計画への位置付けなど、様々な要件を満たす必要がありますが、街区公園等規模の小さな都市公園でも活用が可能なメニューがあります。

街区公園の整備に向けた交付金の活用方法などについては、具体的な相談をいただければ、必要な助言や、国土交通省との調整などの対応を行っていきます。

なお、県の補助金として、市町村自治基盤強化総合補助金が活用できる場合もあります。

8 教育施策の推進

＜要望事項＞

(1) 教育指導体制の強化

ア　学校が抱える複雑多岐にわたる課題の解消とともに、きめ細やかで質の高い教育実現のため、小中学校における教職員定数の弾力的な運用を図るよう、引き続き国へ働きかけること。

また、小規模校に対する教職員の加配とともに、学校教育活動の一層の充実を図るためにも、スクール・サポート・スタッフの継続的な配置及び学習指導員の配置に係る財政措置についても引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【教育局】

教職員定数については、いわゆる義務標準法に基づいて算定しています。同法の附則第2項では、政府は学級規模及び教職員の配置の適正化に関して検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとされています。

県教育委員会としても国の動向を注視するとともに、いじめや不登校などの様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方の弾力的な運用を可能とする定数改善を引き続き国に働きかけていきます。

また、スクール・サポート・スタッフの果たす役割は大変重要と考えていることから、令和7年度においても国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置することとしました。引き続き、スクール・サポート・スタッフの配置規模拡充について、国に要望していきます。

学習指導員については、児童・生徒の学びの保障の観点からその重要性を認識しており、学習指導員を希望する全ての公立学校に配置するよう、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望していきます。

＜要望事項＞

イ　ヤングケアラー及び虐待など家庭環境に課題をもつ児童・生徒に対する支援及び教育相談機能の充実強化を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣日数拡大と増員が図れるよう、国に対し補助率の引上げ等の財政支援を引き続き働きかけること。

《対応状況》【教育局】

県スクールカウンセラーについては、政令市を除く全公立中学校に配置し、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しており、令和7年度は、引き続き重点配置校を90校、スクールカウンセラーへの専門的なアドバイス等を行うスクールカウンセラーアドバイザーの勤務日数を年間208日とするよう所要額を措置しています。

また、県スクールソーシャルワーカーを平成21年度から教育事務所に配置しており、令和7年度は、引き続き50名を配置するよう所要額を措置しています。

また、週4日勤務し、スクールソーシャルワーカーへの専門的なアドバイス等を行うスクールソーシャルワーカーアドバイザーを教育事務所に4名配置し、学校と関係機関との連携により対応できるよう所要額を措置しています。

なお、配置の拡充に向け、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを義務標準法の算定の対象とすることや、当面の措置として国庫補助率を引き上げること等について、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望していきます。

〈要望事項〉

- ウ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、町村の小中学校で等しく司書教諭の配置がされるよう、司書教諭の標準定数を義務標準法に規定するよう国へ働きかけること。

《対応状況》【教育局】

学校図書館教育の充実のため、司書教諭及び学校司書を配置できるよう定数措置を講じることについては、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望しています。

〈要望事項〉

- エ 近年、特別支援学級の児童・生徒や通常級において発達障害の可能性がある児童・生徒が増加していることから、個別最適な学びの実現に向けた特別支援教育支援員のニーズが高まり、町の財政負担が増大しているため、支援が必要な児童・生徒数に応じて特別支援教育支援員を各町村に公平・公正に配置できるよう、交付税措置によらない財政支援制度を早期に確立するよう国へ働きかけること。

《対応状況》【教育局】

県教育委員会としては、特別支援教育支援員に係る地方財政措置について、国の補助事業とし、市町村の負担を軽減するよう、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に対して要望しております、今後も引き続き要望していきます。

〈要望事項〉

(2) 少人数学級編制の実現

義務標準法の改正により、令和7年度に小学校の35人学級編制が実現されるが、この効果を検証し、引き続き、中学校における35人学級編制の実現に向け、早期に同法の改正を行い、施設整備や教職員の確保等を図っていくよう国に働きかけること。

《対応状況》【教育局】

中学校の35人以下学級の早期拡充について、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望しています。

＜要望事項＞

(3) 子育てのための施設等利用給付交付金の充実

子育てのための施設等利用給付交付金については、補助対象事業費の額に圧縮率を乗じた額とならないよう、事業の遂行に必要な所要の国費を確保し、町村の超過負担を生じさせないことを、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

子育てのための施設等利用給付交付金については、県・市町村に新たな財政負担を生じさせることなく、国において必要な財源措置を取るよう要望しています。

＜要望事項＞

(4) キャリア教育の推進に伴う支援

町村がキャリア教育を推進するにあたり、研修等を引き続き行うとともに、町村が取り組む上で十分な支援を行うこと。

《対応状況》【教育局】

県内のキャリア教育推進のため、独立行政法人教職員支援機構主催のキャリア教育指導者養成研修に、令和6年度は県域の中学校の教職員を派遣しました。

また、毎年政令市を含めた4市4教育事務所のキャリア教育担当指導主事によるキャリア教育担当者会議を開催し、国の動向の情報提供や各地区での取組及び今後の課題等について協議しています。

さらに、公立小・中学校の担当者を対象としたキャリア教育研修講座を行い、小・中学校におけるキャリア教育の推進に向けた指導力の向上を図っています。

加えて、学習指導要領におけるキャリア教育の理念を周知するため、小・中学校における活用を想定した教材「かながわ版 キャリア・パスポート」及び教員向け指導資料を作成し、市町村教育委員会及び各学校に周知するとともに、令和3年3月にリーフレットを作成し、各学校に配付しました。

県教育委員会としては、これまでの取組を引き続き実施するとともに、国の動向や先進的な実践校を広く周知するなど、市町村へのキャリア教育の支援ができるよう努めています。

＜要望事項＞

(5) 「学校施設環境改善交付金」の条件緩和

施設整備に有効な「学校施設環境改善交付金」は、制度の運用面において、申請にあたっての日程的な問題や執行上の制約があり、町村の財政を圧迫しているため、「学校施設環境改善交付金」の条件緩和を引き続き国へ働きかけること。

特に、同交付金の対象では、小学校と中学校を統合して義務教育学校を新設する場合、統合に伴う既存施設の改修のみが補助対象となっているため、新たな場所に新築する場合も補助対象とするよう国へ働きかけること。

《対応状況》【教育局】

「学校施設環境改善交付金」の条件緩和については、国に対して全国都道府県教育委員会連合会や全国施設主管課長協議会などを通じて要望しており、今後も継続して要望していきます。

また、県教育委員会自らも、施設整備事業に係る補助制度の拡充について国に対して要望をしており、今後も設置者の計画事業が円滑に実施できるよう国へ働きかけていきます。

＜要望事項＞

(6) 学校教育の振興

新学習指導要領により、小学校のプログラミング教育や外国語教育といった新たな対応が求められていることをふまえ、教員定数及び加配定数配置の充実、外国語指導助手（ALT）の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費に係る財政措置を充実させるよう、引き続き、国へ働きかけること。

《対応状況》【教育局】

県教育委員会としては、教員定数の改善や英語専科教員の加配定数の充実について、これまでも国に要望しており、今後も機会をとらえて働きかけていきます。

外国語活動等における外国語指導助手（ALT）等については、各市町村が活用しやすいように、財源確保に向けての支援を行うことを全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望してきており、引き続き要望していきます。

＜要望事項＞

(7) ICT・プログラミング教育の推進

情報モラル指導やプログラミング教育を実施するため、ICT機器を活用した授業等を行っていくうえで、ICT支援員の役割は重要であり、学校からの要望も常に大きなものとなっていることから、ICT支援員雇用にかかる費用は交付税措置によらず、財政支援を講ずるよう国へ働きかけること。

《対応状況》【教育局】

県教育委員会としては、希望する学校全てにICT支援員を配置できるよう、財政措置の更なる充実や人材確保のための支援を行うよう全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、引き続き国に対して要望していきます。

＜要望事項＞

(8) 学校行事に伴う看護師等の配置

修学旅行や宿泊学習などの宿泊を伴う学校行事への養護教諭の参加や研修等により、自校の保健活動が手薄となるため、養護教諭の働き方改革と併せて、養護教諭が不在の際に、代替養護教諭や看護師などを配置することができる財政的・人的支援を、保護者や町村に負担のない制度として構築すること。

《対応状況》【教育局】

看護師等の配置については、県単独の事業となるため、限られた財源の中では困難です。

なお、養護教諭の定数改善については、全国都道府県教育委員会連合会を通じて、国に要望しています。

＜要望事項＞

(9) GIGAスクール構想をはじめとしたICT環境整備への財政支援の充実

児童・生徒への1人1台の端末整備については、端末の更新や校外や家庭での活用に伴うランニングコストとともに、ICT環境を有効に活用していくための人件費等も経常経費として含めた、端末1台の運用に対して通常必要となる費用をもとに補助単価を定め、児童・生徒の人数等を乗じた交付をするなど、簡易な算定根拠による財政措置を図るよう、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【教育局】

県教育委員会では、1人1台端末の更新費用、保守管理や通信費等及びICT支援員の配置に係る財政措置について、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて要望しており、引き続き国に対して、要望していきます。

＜要望事項＞

(10)スクール・ロイヤーの体制整備

学校で発生する複雑・多岐に渡る問題について、教員の負担軽減を図るとともに、児童・生徒の最善の利益を念頭に置き、法的観点から迅速な初期対応と継続的な支援を行うスクール・ロイヤーについては、町村が利用しやすい体制整備を図り、引き続き支援を行うこと。

《対応状況》【教育局】

県教育委員会では、令和4年4月から、市町村立学校や、市町村教育委員会からの法律相談等に特化して対応する法曹有資格者をスクールロイヤーとして配置しています。

また、市町村にとってさらに利用しやすい体制となるよう、御相談に応じて検討していきます。

＜要望事項＞

(11)給食食材料費の高騰に伴う保育所等の公定価格の改定

物価高騰の影響により、保育所等の給食費において、食材料費が賄いきれない状況にあることから、給食の質や量、栄養バランスを維持し、公平な費用負担とするために隨時見直しを行い、適正な公定価格に改定するよう国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響については、施設型給付費における公定価格で適切に算定するよう、国に要望しています。

＜要望事項＞

(12)医療的ケア看護職員の配置に伴う財政措置

医療的ケアを必要とする児童生徒の健康と安全な学校生活を送るための支援として、在籍校に医療的ケア看護職員の配置を行う場合、国、県、町村それぞれ3分の1の負担措置とすること。

《対応状況》【教育局】

県教育委員会としては、特別支援学校がもつ医療的ケアの専門性を活かし、小・中学校の教員への医療的ケアに関する研修や特別支援学校の看護師の市町村派遣などを通じて、引き続き各市町村教育委員会の医療的ケアを支援していきます。

また、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が制定され、各学校における医療的ケアの体制整備が求められています。

しかしながら、国においては、市町村が配置している医療的ケアを行う看護師について、学校教育法施行規則により学校職員として位置付けたものの、義務標準法には規定がありません。

そのため、県では、国に対して義務標準法において国庫負担金の算定の対象とし、国が責任をもって財政措置を講じるよう要望しており、今後も引き続き強く要望していきます。

＜要望事項＞

(13) 学校栄養教諭等の配置

子どもに対する食育の重要性と食物アレルギー対応や異物混入防止等、食の安全性を確保するため、栄養教諭並びに学校栄養職員の配置を拡大する観点から国の配置基準を見直すよう国へ働きかけること。

また、国の配置基準が見直されるまでの間、配置基準を引き下げる県独自基準を設置し、国の配置基準により配置人員に減員が生じる場合でも、栄養教諭等の減員を行わないこと。特に栄養教諭未配置である町村へは、早急に配置すること。

《対応状況》【教育局】

学校栄養職員等の配置については義務標準法に規定があり、現行の基準を上回る配置については、限られた財源の中では困難ですが、食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るために、栄養教諭及び学校栄養職員の定数を改善するよう、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望しています。

また、学校規模や給食の実施方法に関わらず、学校栄養職員等を各校に1名配置できるよう、義務標準法に定める配置基準を見直すことについて、これまでにも国に要望しており、今後も機会をとらえて働きかけていきます。

＜要望事項＞

(14) 部活動の地域移行について

国は令和5年から令和7年までを「改革推進期間」と位置づけ、休日の部活動について、合同部活動や部活動指導員の配置により地域と連携することや、学校外の多様な地域団体が主体となる地域クラブ活動へ移行することについて、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すよう、各自治体に求めている。

このことを踏まえて、地域の実情に応じた地域移行のあり方を検討・実施していくには、地域移行することで生徒及び保護者へ過大な費用負担が起きないようにしていくこと、持続可能な地域移行のために、指導の対価として十分見合う報酬が指導者へ支払われること等が必要と考える。

については、國の方針を踏まえた部活動の地域移行を実現させていくために、次の事項について要望する。

ア 地域移行により、活動場所への交通費や団体へ支払う利用料、スポーツ保険の支払い等、受益者負担が過大とならないように財政支援を行うこと。

《対応状況》【文化スポーツ観光局・教育局】

財政支援については、国に対して、改革推進期間後においても、生徒やその保護者、地方自治体や地域スポーツクラブなどに新たな費用負担を生じさせることなく、生徒が従来どおり低廉な負担でスポーツや文化芸術等の活動を継続できるよう、部活動の地域クラブ活動への移行を実現するために必要な財政措置を継続的に講じること等をこれまでにも要望しており、今後も機会をとらえて要望していきます。

＜要望事項＞

イ これまで部活動の指導は、顧問（教員）が担っており、その費用については、県費教職員ということで、県が負担していたことから、地域指導者への報酬等については、町村負担が生じないようにすること。

《対応状況》【教育局】

財政支援については、国に対して、改革推進期間後においても、生徒やその保護者、地方自治体や地域スポーツクラブなどに新たな費用負担を生じさせることなく、生徒が従来どおり低廉な負担でスポーツや文化芸術等の活動を継続できるよう、部活動の地域クラブ活動への移行

を実現するために必要な財政措置を継続的に講じること等をこれまでも要望しており、今後も機会をとらえて要望していきます。

＜要望事項＞

- ウ 地域のスポーツ団体等の人材資源が少ない小規模自治体にとっては、指導者の確保が困難なことから、広域的な地域移行の仕組みや制度確立などに対する国・県による人的支援を含めた支援策を講ずること。

《対応状況》【文化スポーツ観光局・教育局】

令和5年度の「県地域クラブ活動コーディネーター」の活動報告を受け、事務局や受け皿となるクラブや指導者の人材不足など、単独自治体の資源のみで取組を進めていくことは難しい状況もあると認識しています。こうした中、広域連携の可能性を模索する動きが出てきていますので、近隣市町村と連携することで、それぞれが持っている地域の資源をお互いに活用しながら取組が進むよう調整に努めています。

また、県では、地域クラブ活動に指導者として協力いただける方を登録する広域的な人材バンク「かながわ地域クラブ活動指導者データベース」を令和6年1月に設置しました。

このデータベースには、部活動指導員としての指導経験がある方のほか、県が令和6年3月から新たに開催している「地域クラブ活動指導者研修講座」を受講した方など、指導者として相応しい要件を満たした方に御登録いただいています。

今後も、データベースや研修講座などの取組を通じて、指導者の確保、各自治体への情報提供に努めています。

＜要望事項＞

(15) 重要文化財保護の充実

国の「継承の危機に瀕する文化財保護の緊急強化」として施策を推進するという趣旨を踏まえ、予算措置について、災害復旧分と通常分を別枠で計上とともに、通常分においても所要額を確保するなど、財政措置の充実を図るよう国に強く働きかけます。

《対応状況》【教育局】

文化財の保存修理に係る国の助成措置の充実については、県教育委員会として、十分な予算措置が講じられるよう、全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して要望しています。

II 地域要望

1 三浦半島地域要望

<要望事項>

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有している。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付けられている。

平成16年2月、期成同盟会代表幹事である県土整備部長は、「二子山地区」については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切であるとの考え方を示すとともに、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の見解を書面により示している。

葉山町においてもこれらの見解に即し、緑の基本計画においては平成18年の改定以降継続して、重点施策に「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区の指定について明確に位置付けたところである。

県の「かながわグランドデザイン基本構想」においても、三浦半島地域圏における政策展開の方向として国営公園誘致などの大規模な緑地の保全を行うこととしていることと併せ、速やかに具体的な指定に向けた検討を推進していただき早期実現を要望する。

《対応状況》【環境農政局・県土整備局】

三浦半島国営公園については、三浦半島の水と緑のネットワークの中核となる国営公園の早期設置を目指し、県、地元市町、経済団体等で構成する三浦半島国営公園設置促進期成同盟会を軸とした誘致活動を進めているところです。

今後も三浦半島国営公園の誘致活動等を通じ、これらの貴重なまとまりのあるみどりを保全・活用するための取組に努めています。

また、「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定については、地権者の意向も踏まえながら、地元市町からの具体的な提案に応じて、必要な調整と支援を行っていきます。

<要望事項>

(2) 県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道路）の逗子側までの延伸と、快適に利用できる道路整備について（葉山町）

平成28年9月1日、葉山町商工会が南郷地区に「SHOPPING PLAZA HAYAMA STATION」を開業したことに伴い、町内外から多くの人が訪れている。それにより、県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞に加え、南郷交差点付近のイトーピアや葉桜住宅を逗子方面へ抜ける車両が一段と増加している。このことから三浦半島中央道路北側の逗子区間については、交通量・地質調査等の結果を踏まえ、地域住民の理解を得ながら早期延伸を実現すること。

また、三浦半島の4市1町の首長で構成する「三浦半島サミット」による「自転車半島宣言」に基づき、自転車を利用した様々な観光振興に関する取り組みが展開されている。

こうした取り組みを推進するため、県がすでに行っているパトロールによる良好な道路の維持管理に加え、道幅の確保等により、自転車が既設の国県道を安全かつ快適に利用できるような支援を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

県では「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

三浦半島中央道路の北側区間は、かねてから事業に対する反対が根強い地域があり、そこでは現地調査などに入れない状況となっていました。

そのため、令和3年に、葉山町の御協力をいただきながら、オープンハウス形式の相談会を開催し、地域の方々の御意向を改めて確認しました。相談会では、事業に賛成する声があがる一方、「地盤沈下」や、「騒音・振動」といった生活環境の悪化を懸念する声が寄せられたため、こうした懸念にお応えするため、地質調査やトンネルの設計を進めるとともに、環境調査を行い、トンネル構造が自然環境に与える影響の予測評価を進めてきました。

令和6年度は、環境調査の結果をとりまとめ、事業に対する御理解をいただけるよう地元説明会を開催しました。今後は、都市計画変更に向けた手続に着手しますので、引き続き、地元調整などの御協力をよろしくお願ひします。

なお、引き続き、自転車が安全かつ快適に通行できるよう、日常のパトロールによる適切な維持管理を行うとともに、破損している箇所などの情報をいただいた場合は、速やかな対応を図っていきます。

＜要望事項＞

(3) 葉山海岸サンドリサイクルの継続について（葉山町）

葉山海岸においては以前より砂が減少しており、昨今の台風の大型化により非常に大きな波が押し寄せ、場所によっては砂浜奥の防波として想定されていない護岸や石積み擁壁に打ち付けていることから、安全面に懸念がある。

県においては、「相模湾沿岸海岸浸食対策計画」に基づき、計画的にサンドリサイクル等を実施していることと思いますが、海浜地における安全確保及び景観保全のため、取り組みを継続していただくよう要望する。

《対応状況》【県土整備局】

県では、平成23年度から「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした侵食対策を実施しており、令和3年3月には、より効果的な侵食対策を進めるため、計画の改定を行いました。

葉山海岸（一色下山口地区）においては、本計画に基づき、維持的な養浜を実施しており、令和6年度には下山川の河口や周辺に堆積した砂を活用し、侵食が著しい箇所に約900m³の養浜を行いました。

引き続き、令和7年度も本計画に基づき、養浜を実施する予定です。

2 湘南地域要望

<要望事項>

(1) 東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティ倉見地区のまちづくりは、本町北部の核となるばかりでなく、県央・湘南都市圏の南のゲートとして県土の均衡ある発展のために必要不可欠な事業であり、新駅の受け皿にふさわしいまちづくりに向けた地元合意形成の取り組みを鋭意進めるとともに、期成同盟会の一員として新駅誘致の要望活動等を行っている。

しかしながら、この事業による経済効果は町域にとどまらず県央・湘南の広域圏域に及ぶ大事業であり、加えて、今後は同盟会において新駅設置費用の負担割合の協議も控えており、その財源確保は大きな課題となっている。これは新駅誘致地区が本町倉見地区に決定した時からの県と町が共有する懸案であると認識している。

また、国、県等による通常の補助金等だけでは、当町のまちづくり事業や、県央・湘南都市圏の南のゲートを形成するための財源の確保は困難であり、県担当課との協議調整を重ねているが、このままでは抜本的な事業の見直しをせざるを得ない状況にある。

よって、

ア 新駅設置及び当まちづくりの実現に向けては、既定の補助制度のみならず県央・湘南都市圏の南のゲートを位置づける広域的な立場でもあることから、ツインシティ整備の意義でもある「県土全体のバランスある発展」を導く核を形成するためにも、更なる財政的支援について引き続きご尽力、ご指導くださるよう要望する。

《対応状況》【県土整備局】

新幹線新駅誘致については、県及び地元寒川町を含む10市町等で構成される「神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会」において取り組んでいます。

寒川町倉見地区のまちづくりについては、令和6年度から寒川町と共同で、都市計画手続や事業着手に必要となる土地利用計画の作成、現地調査・測量、基本設計などの調査を進めており、今後も事業の具体化に向けた技術的支援を行っていきます。

新駅設置や、駅周辺のまちづくりには、多くの費用がかかることが想定されることから、地元自治体の財政的な負担が課題になってきます。寒川町からはこれまでも、町の財政規模への配慮を求められているところです。

現在、まちづくりの計画について、地元の方々と具体的な検討を行っているところであり、こうした検討を深めていく中で、駅設置の費用やその負担割合についても整理していく形になると考えています。

<要望事項>

イ 町は、同盟会の中でも極めて小さな財政規模であることをご理解いただき、新駅を要望する地元自治体として、地元の関係者と調整を進めながら事業計画の具体化を図っていくためにも、事業の組み立て方など現実的な事業スキームへのご尽力ご指導、駅設置費用の早期検討に着手していただくとともに、負担割合算定にご配慮くださるよう、併せて要望する。

《対応状況》【県土整備局】

新幹線新駅誘致については、県及び地元寒川町を含む10市町等で構成される「神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会」において取り組んでいます。

寒川町倉見地区のまちづくりについては、令和6年度から寒川町と共同で、都市計画手続や事業着手に必要となる土地利用計画の作成、現地調査・測量、基本設計などの調査を進めており、今後も事業の具体化に向けた技術的支援を行っていきます。

新駅設置や、駅周辺のまちづくりには、多くの費用がかかることが想定されることから、地元自治体の財政的な負担が課題になってきます。寒川町からはこれまでも、町の財政規模への

配慮を求められているところです。

現在、まちづくりの計画について、地元の方々と具体的な検討を行っているところであり、こうした検討を深めていく中で、駅設置の費用やその負担割合についても整理していく形になると考えています。

<要望事項>

(2) 神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所の福祉事務所機能について（寒川町）

町内の生活保護受給世帯は500世帯を超え、町区域として多くの受給者が、相談や申請などで福祉事務所を訪れている。現状の茅ヶ崎支所では、町民の利便性を欠き、福祉の低下を招く。

また、今後、地域共生社会の実現を目指すにあたっては福祉事務所と町福祉部門、町社協との連携が不可欠であることから、更なる連携を深めるために町内への事務所設置を要望する。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

寒川町域に係る福祉事務所業務は、茅ヶ崎市保健所内に設置した平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所で県が実施しているところですが、福祉事務所サービスがどのように町民に提供されることが望ましいのか、また、町民の利便性の低下を招くものとならないよう関係市町の御意見を伺いながら、慎重に検討していきます。

<要望事項>

(3) 旧相模海軍工廠跡地内における危険物への適切な対応について（寒川町）

旧相模海軍工廠跡地内には、事業所や住宅が多数立地しており、環境省で土地改変時の環境調査は実施しているが、戦前の国機関である旧日本軍の危険物については、国が責任を持って対応すべきと考えるので、次のことについて国へ働きかけるよう要望する。

ア　掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。

イ　毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害等の補償も国が行うこと。

ウ　毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を国の責任において確立すること。

《対応状況》【暮らし安全防災局】

県では、戦前の国機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきであると考えており、事故発生時における関係省庁の連携した対応や安全対策の推進等について国へ提案しています。

また、旧日本軍の危険物発見に伴い発生した損害に対する補償や旧日本軍の危険物による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度の確立についても国へ要望しています。

<要望事項>

(4) 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化社会実験について（中郡）

西湘バイパスは二宮インターチェンジ及び橋インターチェンジに下り線ランプがないことと、西湘バイパスの料金が値上げされたことにより、大磯西インターチェンジから二宮にかけての国道1号は慢性的な交通渋滞を引き起こしている。

については、国道1号の渋滞を緩和し、円滑な交通を確保するため、二宮インターチェンジに下り線ランプを設置するとともに、通勤時間における西湘バイパスの無料化社会実験の実施や、通行料の減免等を実施することを要望する。

《対応状況》【県土整備局】

西湘バイパス二宮インターチェンジの下り線ランプの設置などについては、御要望の趣旨を国等に伝えていきます。

高速道路料金の低減や無料化の実現に当たっては、整備のため借り入れた資金の確実な返済や維持修繕・更新のための財源確保等の大きな課題が考えられます。

高速道路の料金については、国において料金制度の在り方などについて検討が行われていることから、国の動向を注視していきます。

〈要望事項〉

(5) 高波（津波）対策に伴う西湘バイパス地下道開閉式防潮扉の設置について（中郡）

大磯、二宮の西湘海岸は、西湘バイパスが並行し擁壁となっていることから、高波浪時においては護岸の機能を果たしているが、擁壁部分には海岸に降りる地下道が数箇所あり、高波浪時には浸水する状況となっている。

沿岸住民や海岸利用者等の人命の安全確保を第一に考え、近年、大型化する台風の高波、高潮をはじめ、地震による津波対策を視野に入れた対策に取り組む必要がある。

については、国土交通省及び中日本高速道路株式会社に対し、防潮扉の設置について働きかけるとともに、海岸管理者である神奈川県が波浪等からの背後地を保全する手段についての検討を要望する。

なお、国直轄事業に採択された海岸の浸食対策については、今後の事業計画の策定にあたり、地元経済の活性化を図るとともに、沿岸住民、海岸利用者の安全確保等について、国への働きかけを要望する。

《対応状況》【県土整備局】

西湘バイパスの擁壁は道路管理者が管理する施設であり、防潮扉の設置については、地下道の管理者である町と道路管理者が協議の上、設置するものと考えており、県としては技術的な助言や国への働きかけなど、町を支援していきます。

なお、国直轄事業における西湘海岸の保全対策については、令和6年3月に1基目の突堤が完成しました。

今後も事業推進に協力するとともに、砂浜の早期回復が図られるよう、国に事業の加速化を働きかけていきます。

〈要望事項〉

(6) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について（中郡・中井町）

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川は、流域河川が狭小あるいは未整備である箇所があるため、浸水被害が発生している。

二宮町では、町の中心市街地であり、新庁舎・駅周辺公共施設再編計画において行政機能を集約する区域が、県洪水浸水想定区域の大雨時浸水エリアになっていることで、町民などから危険性を危惧する声が高まっている。

県において葛川水系河川整備計画のもと着実に設計等を実施され、具体的に整備箇所が示されたので、安全性確保のため、引き続き必要な整備を進めること。

さらに大磯町においては、強風や波浪に伴う河口閉塞や降雨による溢水に対する効果的な対策を講ずること。

また、整備に当たっては、葛川が町民にとって身近な存在で親水性のある人々の憩いの場となり、また、3町の交流がより盛んになる契機となるよう、護岸整備に併せ、今後も地域の意向を踏まえた魚道の設置や遊歩道の整備をすることを要望する。

《対応状況》【県土整備局】

葛川については、下流から整備を進め、これまでに川尻橋から塩海橋までの区間が完成しています。

その上流の、未整備区間の整備については、JR橋りょうの架替が必要ですが、架替には長い時間がかかるため、まずは、現状のJR橋りょう渡河部で流せる水量を上限として、過去に浸水被害が発生したJR橋りょう上流部の整備を暫定的に進めていくこととしています。

この区間については、これまでに護岸の詳細設計が完了しており、令和6年度は工事に必要な用地を取得するための測量調査等を実施しています。引き続き、早期の浸水被害の軽減に向けて事業推進に努めています。

葛川の河口付近では、出水や波浪などにより、堆積土砂の状況が絶えず変化するため、定期的なパトロールや監視カメラにより状況を把握し、河口閉塞のおそれがある場合に掘削工事を実施しています。

一方で、現在、葛川の河口周辺の海岸で国による侵食対策事業が実施されていますので、葛川の河口閉塞に対するこの事業の効果も確認しながら、どのような対策が有効か、検討しています。

また、不動川の葛川合流点上流部の未整備区間については、今後、河川整備計画に基づき、葛川の河口閉塞の対策も視野に入れながら整備を進めていきます。

さらに、整備に当たっては、落差が生じる箇所への魚道の整備や川沿いに遊歩道等の親水施設を設けるなどの具体的な計画について、今後、町の意向も伺いながら、どのような箇所に整備ができるか調整していきます。

〈要望事項〉

(7) 砂防指定地の保全について（二宮町）

二宮町内の県砂防指定地には葛川の準用河川区間と打越川が指定されているが、近年のゲリラ豪雨等により打越川の未整備区間で渓岸浸食が顕著な箇所が見受けられる。

砂防指定地の抜本的な保全対策のためにも、砂防施設の整備、渓岸浸食の調査及びそれに基づいた排水断面の確保の実施を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

打越川の砂防指定地の未整備区間においては、浸食等が確認された場合、必要に応じて対応することとしています。

渓岸浸食が確認された場合は、水路管理者である町の御協力をいただきながら、必要に応じて布団かごによる浸食防止措置を講じるなど、維持管理を実施していきます。

3 足柄上地域要望

＜要望事項＞

(1) 県道77号（平塚松田）の新たなバイパス道路網整備について（中井町）

県道77号（平塚松田）は、湘南地区と県西地区を結ぶ主要な幹線道路で、災害時の緊急交通路や県西地域の観光拠点への連絡路として重要な役割を担っている。しかし、中井町井ノ口交差点から平塚市土屋靈園入口までの約3.1キロメートル区間は、急勾配かつ道路幅員が狭小なため、カーブ付近での見通しが悪く、大型車同士のすれ違いは困難となっている。また、朝を中心に秦野中井インターチェンジ周辺の幹線道路で渋滞が発生しているため、中心市街地へのアクセス利便性の低下や、生活道路への迂回交通の侵入など、生活環境の改善が求められている。

本バイパス道路網を整備することにより、「大規模災害で道路が被災した際の代替ルートの確保など、道路ネットワークの形成」、「渋滞が緩和されることによる周辺の生活環境改善」、「物流の効率化による経済の好循環」などの様々な効果が期待される。

沿道では土地区画整理事業、土地改良事業とも事業が進められており、着実にまちづくりが進展している。については、今後も課題の整理など計画の熟度を高めていくため、事業化に向けての更なる協力を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

県道77号（平塚松田）の新たなバイパス道路は、秦野中井インターチェンジへのアクセスを強化するとともに、渋滞の著しい河原町交差点の渋滞緩和などに寄与する道路と認識しており、「かながわのみちづくり計画」において、「将来に向けて検討が必要な道路」として反映しています。

これまで、平塚市と中井町が、この道路の具体化に向けて立ち上げた勉強会に、県も参画し、市町の検討に協力してきました。

こうした中、グリーンテクなかい入口交差点付近では、現在、土地区画整理事業と土地改良事業が進められていますが、土地区画整理事業では、道路の計画が織り込まれた形で事業が進められている一方、土地改良事業では、道路の計画が織り込まれていませんでした。

そこで、市町が主体となり、土地改良事業の関係者と調整を進めた結果、道路を通す目途が立つことから、今後は、県が主体となって、ルートの検討などに取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(2) 厚木秦野道路（国道246号バイパス）の早期事業化及び整備促進（足柄上郡）

厚木秦野道路（国道246号バイパス）は県の中央部を東西に走り、東名高速道路、新東名高速道路や圏央道と一体となって、首都圏と関西・中京圏を結び経済・社会活動を支える重要な地域高規格道路であり、当該路線の早期開通は国道246号の慢性的な交通渋滞により損なわれている物流、観光、救急搬送時間等の交通問題の改善を図ると共に広域的交通の役割を担い、周辺地域の経済活動に大きく効果をもたらすものである。

また、令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、北陸地方は甚大な被害を受けた。首都圏においても首都直下地震など大規模な災害の発生が危惧されていることから、緊急物資の輸送や復旧活動を支える幹線道路を複数ルート確保することや、国土強靭化の加速化・深化を図るため、首都圏道路ネットワークのミッシングリンクを解消し、既存の高速道路ネットワークと結節することができる厚木秦野道路（国道246号バイパス）の早期整備並びに供用開始の重要性はますます高まっている。

県においても、要望に際して企業の声を加えるなど新たな取り組みを行っていただいているとは十分承知しているが、計画区間すべてを早期に事業化し整備促進が図れるよう、引き続き国等の関係機関への働きかけの継続を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

厚木秦野道路の事業化区間の早期整備及び未事業化区間の新規事業化については、県内関係市町村や経済団体と連携して国に要望してきたところです。

近年ではより効果的な訴えとするため、早期整備につながる有料道路事業の導入検討や地域のまちづくりの観点を盛り込んだ要望とともに、この道路の沿線の企業から開通に寄せる期待などをヒアリングし、こうした企業の声も取り入れてきました。

さらに、令和6年度は、台風10号の影響により、国道246号が法面崩落で通行止めとなり、県民や企業活動に大きな影響を与えたことから、バイパスとなる本道路の必要性を強く訴えたところです。

今後も、厚木秦野道路の必要性を更に強く訴えられるよう、沿線市町村とともに取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(3) 都市計画道路金子開成和田河原線の建設について（大井町・開成町）

都市計画道路金子開成和田河原線は、都市計画道路和田河原開成大井線と一体となって、主要地方道小田原山北線と国道255号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期開通が期待されている。

平成26年3月には「足柄紫水大橋(酒匂川2号橋)」の供用が開始されたことから、地域間の交通利便性の向上が図られた。

また、平成29年度には県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間において県が都市計画法に基づく事業認可を取得し、用地取得や関係機関との協議、現地の工事等、整備に向けた取組みが着実に進められている。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更には足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されることから、金子開成和田河原線の未整備区間（県道711号から国道255号までの区間）について、現在事業の推進中ではあるが、引き続き早期建設を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

県道74号（小田原山北）から国道255号を結ぶ都市計画道路金子開成和田河原線のうち、県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間では、大井町の協力もいただきながらほとんどの用地を取得することができました。

工事については、令和5年度にJR御殿場線との立体交差部の工事にも着手するなど、まとまった用地が確保できた区間から、整備を進めています。

今後も地元の御協力を得ながら事業進捗に努めています。

＜要望事項＞

(4) 災害時の孤立化を防ぐための寄地区への連絡道路の整備について（松田町）

当町の寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての県営林道土佐原線及び秦野市道であるが、災害時にこれらの道路や道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想される。

県道710号では、拡幅及び法面保護等の改良工事が進められており、安全面についてご配慮いただいているが、立山橋付近は、幅員が狭い上、カーブもきつく大型車の通行に支障を来している箇所が存在する。

県では現在、当該箇所の土地の権利者等の調査を実施し、町では地元住民の協力を取り付けているため、交通安全の観点から、防災工事に合わせた局部的な改良の実施を要望する。

また土佐原線は、「県営林道土佐原線の管理に関する覚書」により管理に関する締結（平成14年度）を行ったが、現状の林道は、狭隘（最小幅員3.6m）かつ急なカーブが続き、見通

しが悪く、退避所の箇所数も少ない路線である。

従って、全国で頻発する災害を目の当たりにした地元住民の危機意識の声を考慮していただき、平成30年12月21日に改めて、「県営林道土佐原線の管理替えに関する覚書」を締結したところである。

については、有事に備え、秦野市への連絡道路である本林道を緊急車両が支障なく通行できるよう覚書のとおり危険箇所の整備を要望するとともに、速やかに移管されるよう測量・登記事務の推進を要望する。

また、令和3年7月及び8月の豪雨により国道246号と県道710号が同時期に通行止めとなつた際に交通渋滞や大幅な迂回を余儀なくされたため、災害時の迅速な対応及び防災対策についても併せて要望する。

〔対応状況〕【環境農政局・県土整備局】

県道710号（神縄神山）は、緊急輸送道路であり、寄地区の孤立化が懸念されることから、まず、土砂崩落対策や橋りょうの耐震補強を優先して進めています。このうち、土砂崩落対策が必要な5か所は、令和11年度までの完了を目指し、また、萱沼入口交差点付近の中継橋の耐震補強は、令和9年度までの完了を目指して精力的に取り組んでいるところで、狭隘箇所の対策は、今後の検討課題とします。

また、災害時の迅速な対応については、緊急輸送道路など、応急対策を支える道路を迅速に啓開する体制の強化に、各道路管理者と連携して取り組んでいきます。

土佐原林道の危険箇所の整備については、覚書締結後、林道で対応可能な範囲で順次整備を行う計画としており、現在、覚書に基づき、町と調整しています。

測量・登記事務についても、管理替えに向けて、町と協議・調整しながら進めているところで、引き続き、速やかな移管に向けて取組を推進していきます。

〔要望事項〕

(5) ヤマビル及び有害鳥獣対策事業の充実強化（足柄上郡）

ア シカやイノシシが媒介するヤマビルは、地域住民の生活圏で繁殖している。

特に、登山道やハイキングコースで繁殖し、観光客に被害を及ぼし、観光振興を図る意味からも深刻な状況である。

また農地への被害を及ぼす事例から、農業従事者の耕作意欲を低下させる要因にもなっている。

現在、対策として、町が県のヤマビル被害対策事業補助金を受け、忌避剤を購入し、設置することで観光客等に利用を促したり、駆除剤を購入し散布したりしているが、もはやヤマビルは広範囲に分布し、更に生息範囲も拡大しており、駆除すれば対策になるという現状ではない。

ヤマビルの生息範囲は、今後も広がる可能性があり、住民や観光客への被害の増加が予想され、町としては自治会や関係住民と協力し、忌避剤や駆除剤を購入し、被害防止に努めていくなかで次のことを要望する。

(ア) 丹沢山系に位置する市町村等のヤマビル被害に苦慮している関連機関での対策部会の設置を県が主導で立ち上げ、現在、分布域の情報共有に留まっている連携について、各市町村等の被害や対策の状況等も含めた幅広い情報共有とともに、県と市町村との連携により対策を講じることができる仕組みを構築すること。（中井町・大井町・松田町・山北町）

《対応状況》【環境農政局】

対策部会の設置については、県、市町村鳥獣被害対策部局及び被害対策団体等で構成される地域鳥獣対策協議会を活用し、これまで実施してきた鳥獣被害対策としてのヤマビル対策の実施例を含めて、情報提供・意見交換をしていきます。

県と市町村との連携により対策を講じることができる仕組みの構築については、市町村の対策について、かながわ鳥獣被害対策支援センターが技術的支援を行うことにより連携が可能ですので、対策の御提案がありましたら御相談ください。

なお、連携した取組の一例として、令和5年度に、相模原市緑区青根地区において、鳥獣を集落周辺に寄せ付けない地域ぐるみの対策を実施する中で、草刈りなどを行うことによってヤマビル防除の効果を高める実証実験を、かながわ鳥獣被害対策支援センターが技術的に支援しています。

〈要望事項〉

- (イ) 近年、市街地にシカ等大型獣の出没が散見される中、対応としては麻酔銃により捕獲し、山中で放獣することが基本と思われる。しかしながら、県西地域においては麻酔銃の手配等で長時間を使い、地域住民の安心・安全を脅かす状況が見受けられる。ついては、迅速で効果的に危険が除去され、かつ実現可能な手法の確立を要望する。また、危険性のより高い人里近くでのクマ出没も対応策は同様のため、併せて手法の確立を要望する。

(大井町・松田町・山北町)

《対応状況》【環境農政局】

鳥獣の市街地出没については、住民に一番身近な自治体である市町村が対応を行うに当たり、県において策定したイノシシ等の市街地出没への対応マニュアルに基づき対応していきます。

また、麻酔銃による対応を可能とする事業者等の情報の収集及び提供を市町村に行っており、迅速な対処がされるよう支援しています。

クマの対策については、「神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応マニュアル」に基づき、人身被害を防止するため、市町村等と連携し、出没状況に応じたパトロールや追い払い、捕獲などの対策を速やかに行っていきます。

さらに、令和3年度から時限的な対策として、里地への出没が懸念される地区の特に重要度が高い箇所について、通信機能付きセンサーダブルを設置し、クラウド上に映像を送信してクマの行動を把握し、必要な情報を迅速に地域へ情報提供しています。これにより、クマの動向を迅速に把握するとともに、DNA分析による個体の情報の収集や対策への活用のノウハウについて市町村に技術移転を行っていくことなど、地域で有効なクマ対策がされるように支援していきます。

〈要望事項〉

- イ ヤマビルを媒介している有害鳥獣対策については、特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊員の設置や鳥獣被害防止対策推進協議会と連携することにより、新たな施策を展開し、町獣友会を中心とした駆除対策を推進している。

丹沢山系に位置する当町では、広範に移動する有害鳥獣について、広域行政単位での対策部会を設置するなどの対応も実施しているが、広域自治体である県に対し、被害の遙減に向け、以下の事項を要望する。

- (ア) 市町村と一体となった捕獲や防護の有効な強化策として、県独自の事業として令和5年度まで時限的に実施していた広域獣害防護柵補修事業費補助金について、継続的な事業として再度実施すること。また、国が当初目指した令和5年度までの生息数半減目標頭数が達成されなかった背景等を踏まえ、捕獲圧を維持するためにも現行の捕獲奨励補助金の対象鳥獣にニホンジカも加えるよう要望する。 (松田町)

《対応状況》【環境農政局】

ヤマビルを媒介するシカの管理捕獲については、「第5次神奈川県ニホンジカ管理計画」に基づき、市町村との連携の下、目標達成に向けて引き続き取り組んでいきます。

広域獣害防護柵補修事業費補助金及び有害鳥獣捕獲奨励補助金については、鳥獣対策において県と市町村が一体となった解決策を検討していく中で、それが実施されるまでの被害を増やさないための緊急対策として、3年間の時限を設定し措置したものであり、広域獣害防止柵補修事業費補助金は令和5年度で事業を終了し、有害鳥獣捕獲奨励補助金はイノシシに限り1年間延長した上で、令和6年度で事業を終了します。

なお、柵の新設や改修については、引き続き国の鳥獣被害防止総合対策交付金及び県の市町村事業推進交付金が利用可能であり、ニホンジカの捕獲については、県の市町村事業推進交付金に加えて、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の緊急捕獲活動支援費の利用が可能ですので、必要に応じて御活用ください。

〈要望事項〉

- (1) 今後、わな猟を始めとした有害鳥獣対策従事者の確保が課題となることは明白であり、県においては農業従事者に限り狩猟資格免許取得のための受験手数料等補助金を農協を通じて支援しているが、その他の捕獲者も有害獣駆除に貢献している実情や個体数半減に向けた捕獲圧強化を推進している状況を踏まえ、狩猟資格免許取得者への補助を市町村事業推進交付金の対象メニューに加えるなど支援を拡充すること。（中井町・松田町）

《対応状況》【環境農政局】

狩猟資格免許取得のための受験手数料等への補助については、農作物被害を直接被っている農業従事者に支援をすることで、対策の効果が高まると考えられることから、狩猟免許試験の受験費用の一部を補助しています。

免許取得者に対する新たな助成措置は考えていませんが、引き続き、市町村と連携しながら、担い手の確保に努めています。

〈要望事項〉

- (6) 「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」の実現に向けた支援について（松田町）

本町の中央に位置するJR御殿場線松田駅と小田急線新松田駅は、通勤通学者を中心とした日平均約3万人もの乗客が乗降する県西地域の“北の玄関口”としての位置付けのみならず、都心部からのアクセスが良好であり富士山の世界文化遺産登録を契機とした静岡方面へ向かう観光客の経由地という、小田原駅に次ぐ、第2の神奈川県の“西の玄関口”としても一翼を担っている広域的利用が強い場所であり、県西地域活性化のカギとなる場所である。

現在、両駅周辺地域は、旧市街地の商店や住宅が密集しており、駅へのアクセス道路や狭小な駅前広場が未整備の状況にあるため、交通結節点の機能を十分に発揮できないことが課題である。

特に、新松田駅北口周辺は両駅間の乗換客に加え、複数の路線バスやタクシーのほか個人や近隣周辺企業の送迎バスなどが交錯する危険な状況にあり、交通の安全面で、町民や駅の利用者から多くの整備要望の声が寄せられている。また、県道711号改良事業では、歩道整備工事や、電線の地中化などの工事が実施され、周囲の整備は進めているが、御殿場線ガード下が狭く、車の円滑な通行に支障をきたしており、ここでの整備要望の声も寄せられている。

これらの課題を解決するために、町では平成27年度より「新松田駅周辺地域まちづくり協議会」を立ち上げ、県の関係機関の方々にも出席いただき、新松田駅前広場の整備、駅舎の橋上化、周辺地区の再開発・再編事業の方向性などについてとりまとめた「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」を平成31年3月に策定したところである。

本計画の実現に向けては、駅周辺整備事業に関する地元組織（再開発組合）の設立に向けた勉強会などを令和元年度から実施してきたが、関係者の意向を踏まえ令和5年5月に再開発準備組合の設立に至っており、年度末までに事業の熟度を更に高め、都市計画決定の準備

を完了する予定である。県においては、引き続き新松田駅北口・南口駅前広場を含めた駅周辺地域の整備における多様な支援により、県と町が連携して駅周辺事業の実現を目指すとともに、御殿場線ガード下の道路拡幅改良事業の早期事業化について要望する。

《対応状況》【県土整備局】

県道711号（小田原松田）の御殿場線アンダーパークの道路拡幅改良事業については、これまでの概略の検討の中では、現状の道路を拡幅するには、通行止めの期間が長くなるなどの課題があります。

そこで、松田町が検討している駅前の計画等と調整を図りながら、現実的に施工可能な方法について検討を進めています。令和6年度は、これまで行ってきた測量調査結果などをもとに、概略設計を行っています。

令和7年度は、引き続き、町や関係機関と調整を行いながら、検討を深めていきます。

《要望事項》

(7) 県立足柄上病院の医療体制の充実強化について（足柄上郡）

県立足柄上病院は、足柄上地域における唯一の公立、かつ中核的な総合医療機関として、二次救急医療や災害拠点病院としての役割を担っている。

一方で人口減少や少子化の課題・影響が大きい当地域では、南足柄市を含めても分娩可能な医療機関は非常に少なく（1か所）、安心して出産できる環境づくりが必要不可欠である。

そのような中、小田原市立病院の高度専門医療の充実強化、及び地域のがん診療連携拠点病院として位置づけ、県立足柄上病院が担うがん放射線治療について、同市立病院に集約し、主要な疾患等の医療提供体制の充実強化を進めていくことが、2病院の基本協定に基づき連携・協力するとされた。また、周産期医療においても産科医療機関の状況や医療ニーズを踏まえ、県立足柄上病院が担う分娩及び出産のリスクが高いと予想される場合について、小田原市立病院に集約されることとなった。

これらのことから、県西地域の医療ニーズ等から一定の理解はするものの、足柄上地域は広範囲なため、小田原市立病院まで自家用車で片道1時間以上かかる地域もあり、安心して出産できる環境にあるとは言い難く、また今回の2病院の連携・協力に伴う地域住民の懸念・心配を解消するため、県立足柄上病院の助産師分娩の再開を要望する。

《対応状況》【健康医療局】

足柄上病院がある県西地域では、人口減少や高齢化に伴い、分娩数が減少し、分娩機能も縮小を余儀なくされていますが、こうした中でも安心して出産できる環境を確保しなければなりません。

そのため、「小田原市立病院と県立足柄上病院との連携・協力の方向性」に基づき、県西地域において、安全で安心な分娩ができる体制を確保するため、出産に伴うリスクにも対応できる小田原市立病院に、令和4年度末で足柄上病院の分娩機能を集約しましたので、県立足柄上病院の助産師分娩の再開は考えていません。

なお、集約に伴う財政支援として小田原市立病院の再整備のうち、周産期部門に係る部分について補助金を交付しています。

《要望事項》

(8) 二級河川酒匂川の洪水対策等の充実について（足柄上郡）

酒匂川における洪水対策は、平成29年3月31日に公表された「計画雨量」に基づく対策が進められているところであるが、「想定しうる最大規模の降雨」による洪水の影響は甚大であることを踏まえ、より洪水リスクを軽減するための対策を新たに講ずること。

また、酒匂川水系に含まれる支川についても、本川が増水することによる影響を受けることから、支川における洪水対策を充実させること。

《対応状況》【県土整備局】

酒匂川については「かながわの川づくり計画」に基づき、河口から新大口橋までの延長約15kmの区間において、100年に一度の降雨に対応できるよう堤防や護岸の整備を進め、令和5年度に最上流部の新大口橋付近の工事が完成し、おおむね整備が完了しました。

また、計画降雨を上回る洪水リスクを軽減するための方策については、河川整備だけでなく、あらゆる関係者による取組を踏まえ、酒匂川流域治水協議会などを活用しながら、流域市町と一緒に検討していきます。

なお、現在、酒匂川の一部の支川について、河川整備計画を策定中であり、その中で本川の影響を考慮していきます。

〈要望事項〉

(9) 道路法以外の跨道橋に係る支援について（中井町・松田町）

足柄上地域には、高速道路や県道の整備に伴い、いわゆる認定外道路として跨道橋が設置され現在では町に移管されている。

それら認定外道路としての跨道橋については、国の防災・安全交付金の対象から外れてい るため、町村には事業費が大きな負担となっている。

しかし、緊急輸送道路である高速道路や主要幹線道路等の安全を確保することは、防災対策、ひいては国土強靭化の推進において必要不可欠であり、その老朽化対策が喫緊の課題となっている状況である。

ついては、認定外道路としての跨道橋に対しても財政支援の対象となるよう国に強く働きかけるとともに、県としても技術・制度・財政の観点から総合的な支援制度を早期に創設するよう要望する。

《対応状況》【県土整備局】

老朽化対策の実施においては、まずは健全度を把握する点検を実施することが重要です。

国では、橋りょうの老朽化対策にかかる市町村への支援の充実を図ってきたところで、こうした中、点検に際しては、神奈川県道路メンテナンス会議で、道路法によらない認定外道路の橋りょうも含め、点検を一括して発注し、コスト縮減を図る制度を創設していますので、御活用ください。

また、県では、道路メンテナンス会議において、国と連携して、橋りょう点検などの技術講習会を開催するとともに、気軽に相談できる窓口を設置し、市町村に技術的な支援を行っています。

このほか、公益財団法人神奈川県都市整備技術センターと連携し、橋りょうの修繕・補強に関する基本的な考え方などをまとめたマニュアルの作成も行っています。

なお、県の財政支援については、厳しい財政状況により現状では困難です。

〈要望事項〉

(10) 酒匂川左岸道路の延伸について（足柄上郡）

酒匂川左岸道路においては、小田原市から大井町の間は既に供用が開始されている。

一方で、未整備区間である松田町から山北町の大口橋までの区間においては、既に県にて整備した河川管理用通路を活用して道路整備を実施する計画である。

そうした中で、町からの協議に対する適切な指導と、河川法に係る許可に対する迅速な対応を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

河川区域内の土地の利用については、河川法に基づき、河川管理上、支障がないものについて、許可を行っています。審査等には、できるだけ速やかに対応していくよう努めています。

＜要望事項＞

(11) 林道秦野峠線について（松田町・山北町）

当該路線は令和元年度及び3年度に被災し、現在、復旧工事を実施しているため通行ができず、災害時の利用に向けた協議も中断している状況である。近年における災害の激甚化も踏まえて、早期の復旧とその後の利用に向けた協議、さらには利用目的を踏まえて現状よりも災害に強い林道としていただくため要望する。

《対応状況》【環境農政局】

林道秦野峠線は、令和元年東日本台風により甚大な被害を受けたことから、早期の復旧に向けた災害復旧工事と併せて計画的に改良工事を行い、災害に強い林道づくりに努めています。

また、現在中断している災害時の利用に向けた協議の再開に向けて調整していきます。

＜要望事項＞

(12) 小田急開成駅前への交番設置について（開成町）

開成町では、小田急線開成駅が立地する南部地域を新市街地と位置付け、良好な住宅地や商業拠点や産業拠点の集積、道路・公園などの整備を進めてきた。

その結果として、平成31年のダイヤ改正で急行電車が停車するようになり、駅の利便性や県西地域の副次拠点としての機能性が大きく向上した。また、駅周辺地区では、都市計画道路を核にした土地区画整理事業が進んでおり、今後更なる人口増加が見込まれる。

県では交番の統合等を進めているが、開成駅周辺の地域住民の安全と駅周辺の治安維持のため、開成駅前への交番設置を視野に入れた交番や駐在所の再編成の検討を要望する。

《対応状況》【警察本部】

現在、県警察では、地域警察官の事件・事故等の対応力向上や交番等施設の持続的な機能維持などを目的とした「神奈川県警察交番等整備基本計画」（平成31年3月策定）に基づき、交番等の統合、建替え等を進めています。

本計画では「交番新設時における交番総数増加の抑制」という方針を示していて、原則、駅、都市等の再開発や人口増加が生じた場合であっても、県内全体の交番総数を増加させずに、近隣交番の移転や統合などによって対応することとしています。

したがって、開成駅前に交番を新設する場合は他の交番や駐在所を統合する必要があり、開成駅を中心とした約2kmの範囲に、管轄の吉田島駐在所のほか、延沢駐在所、福沢駐在所、新松田駅前交番、金田交番などが配置されている状況を踏まえると、現時点における交番の新設は困難です。

今後も県内各地区的開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正配置を検討していきます。

＜要望事項＞

(13)（仮称）山北スマートＩＣ供用開始に向けた支援について（山北町）

現在、町では、令和9年度の（仮称）山北スマートＩＣの供用開始に向けて令和2年3月に策定した「（仮称）山北スマートＩＣ周辺土地利用構想」に示された、道の駅山北などのＩＣ周辺既存観光施設の再整備について検討を進めている。

令和4年度には、町、県、ネクスコ中日本を構成員とする「（仮称）山北スマートＩＣ開通に伴う山北町地域振興プロジェクト会議」を設置し、これまでに道の駅山北、オアシス公園、河内川ふれあいビレッジの再整備などについて、検討を進め、県ではプロジェクト会議における意見・要望を反映して、現在、道の駅山北の改修工事を進めているところである。

今後、町では、スマートＩＣを利用して、当町を来訪した観光客の憩いの場としてオアシス公園、河内川ふれあいビレッジを整備する考えであるが、河川区域内にあることから厳し

い規制がある。

県からは、「包括占用」による河川敷地の活用などの助言をいただいているところであるが、引き続き、プロジェクト会議に御参画いただき、スマートIC周辺観光施設の再整備について指導・助言をお願いするとともに、スマートIC設置による山北町全体の活性化についてご支援、ご協力ををお願いする。

《対応状況》【県土整備局】

(仮称) 山北スマートICの開通に合せ周辺施設の再整備や利活用による地域振興を図ることは、県としても大変重要であると考えています。

このため、町が令和4年度に設置したプロジェクト会議に県も参加し、IC周辺にある道の駅山北などの既存3施設の再整備に向けた必要な検討及び調整等を行っているところです。

「オアシス公園」や「河内川ふれあいビレッジ」の再整備については、河川区域内のため、洪水の流下を妨げないこと、河川環境への影響を生じさせないことなどの制約もありますので、町のお考えも伺いながら、必要な助言を行っていきます。

引き続き、プロジェクト会議に参画し、IC周辺の施設が新たなゲートにふさわしくなるよう、町の取組を支援していきます。

〈要望事項〉

(14)新市街地形成に対する支援及び幹線道路ネットワーク形成の推進について（開成町）

ア (仮称) 開成町南部第3地区については、第7回線引き見直しにおいて、良好な住宅地の誘導を図るため、住居系土地利用の検討を行っていく地域として設定しており、現在、市街化編入に向けた検討・調整を進めている。

当該地区的市街化編入に向けては、県との広範にわたる協議・調整が必要となるため、事業を円滑に進めるための適切な助言及び支援を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

(仮称) 開成町南部第3地区の市街化区域編入については、令和7年内の告示を目指している第8回線引き見直しにおいて、計画的な市街地整備の見通しが明らかとなった時点で、市街化区域へ編入する保留区域としての設定を予定しています。

告示後は、市街化区域編入に向けた都市計画手続を円滑に進めていくことができるよう、必要な助言を行うなど、町の取組に支援、協力していきます。

〈要望事項〉

イ (仮称) 開成町南部第3地区においては、雨水の排出先である二級河川仙了川の下流域の整備が進められていないことから、事業区域内に雨水調整池を設ける必要性が見込まれる。

上流域の自治体として洪水対策に懸念を抱かざるを得ないため、「酒匂川水系酒匂川・河内川河川整備計画」に基づく河川整備と合わせ、2級河川仙了川の早期整備を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

開成町南部第3地区の放流先にあたる仙了川では、時間雨量50mmに対応する護岸整備を下流から順次進めており、これまでに下栢山橋まで完了していますが、その上流は、未整備となっています。

現在、この未整備の区間については、まずは河川整備の内容を示す河川整備計画の検討を進めており、今後、町の御意見を伺いながら、早期策定を目指していきます。

また、河川整備計画を策定し、整備が完了するまでは時間がかかりますので、それまでの間、現状の河川の能力を最大限活かせるよう、定期的なパトロールなどにより、現場の状況を把握しながら、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めています。

＜要望事項＞

ウ 都市計画道路山北開成小田原線は、開成町を南北に貫く幹線道路であり、地域間や地域内の移動の利便性向上や交通の円滑化を図るために、計画区間の全線について早期に整備を進める必要がある。

特に、現在施行中の土地区画整理事業により整備する都市計画道路駅前通り線との接続により、開成町内の幹線道路ネットワークが構築されることから、都市計画道路山北開成小田原線の計画区間のうち、開成町金井島地内及び開成町延沢地内の未整備区間について、県事業として事業を推進していただくことを要望する。

《対応状況》【県土整備局】

都市計画道路山北開成小田原線のうち、県道712号（松田停車場）から北側区間は、未整備となっていますが、直近には平行して県道720号（怒田開成小田原）があり、この道路においては、狭小な区間や、沿線に瀬戸屋敷など町の観光拠点があることから、県は、交通の安全性の向上や、地域の活性化のため、県道720号（怒田開成小田原）の歩道整備などを優先して進めているところです。

令和5年度までに、瀬戸屋敷周辺の金井島地区において、地元合意が得られた180mの区間で歩道の整備が完了しており、金井島地区の残る70m区間と、延沢地区の480m区間についても、引き続き、地元調整などの御協力をお願いします。

＜要望事項＞

(15)富士山噴火対策の充実強化について（足柄上郡）

令和6年4月に策定された「神奈川県富士山火山広域避難指針」では、市町村が広域避難に係る協議及び避難先の確保を行うこととする一方で、県は平時や噴火発生時における広域避難先の総合調整を行うこととしている。

また、「神奈川県富士山火山広域避難指針」は、富士山噴火が発生した場合に想定される火山現象のうち溶岩流を対象とした指針であり、降灰については、国の降灰対策の考え方が整理され、その知見が示された後に、指針の改定を行うこととしている。

富士山火山現象で最も対処が困難なケースは、溶岩流と降灰の同時発生であることから、国の動きを待つことなく、火山防災強化推進都道県連盟が令和3年3月に策定した「降灰対応マニュアル（第1版）」などをもとに、広域的な観点から降灰対策の基本的な取組を整理するとともに、溶岩流と降灰の同時発生を想定した実効性の高い避難体制の構築を要望する。

《対応状況》【暮らし安全防災局】

富士山で大規模噴火が発生した場合、首都圏を含む地域が広く降灰に見舞われることから、国では、関係省庁や自治体等が連携して対策を進められるよう、広域降灰対策に係る考え方や留意点等の検討が行われており、令和6年度中にガイドラインとして示される予定です。

県は、国が最新の知見を反映し策定予定のガイドラインを踏まえ、関係市町村で構成する火山灰除灰・処分ワーキングなどを通じて、実効性のある避難対策を検討していきます。

4 足柄下地域要望

＜要望事項＞

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3000m²以上に引き下げている。その効果もあって県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識している。

しかしながら、平成21年3月31日をもって「1ha未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなったことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念される。仮に、建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となった場合、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置を、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行するよう要望する。

《対応状況》【政策局】

土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けていますが、非線引き白地地域等における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m²以上に引き下げています。

この条例の趣旨として、県が広域的な立場から直接に関与すべきものとしては、1ha以上の大規模な開発を対象とし、それ未満の開発計画については、個別法令による規制を除き、市町村の考えを尊重して自主的・主体的なまちづくりに委ねることとしていることから、経過措置を条例本則に規定することは考えていません。

なお、経過措置の取扱いについては、当該町と十分調整していきます。

＜要望事項＞

(2) 国道135号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道135号（真鶴道路旧道）区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に日常的に渋滞が発生している。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保が危惧される。県は、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策、路面標示等による視認性の確保対策を行っているが解決に至っていない。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための整備実施を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

真鶴駅前の渋滞対策については、平成26年3月までに県警察と連携し、真鶴駅前交差点内の右折帯の滞留スペースの確保やカラーによる路面標示による視認性の向上対策を行い、また、真鶴駅付近の幅の狭い歩道の対策については、平成30年度までに歩道内の側溝蓋を床版化することにより歩行者通行空間の確保を行い、それぞれ一定の改善が図られたものと考えています。

さらに、令和6年3月には、路面標示を改良し、右折車線を延長しました。

引き続き、交通の状況を見ながら、町と連携し、必要な交通安全対策について検討していきます。

＜要望事項＞

(3) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原1市2町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道の整備は、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備、農業振興を中心とした流域の活性化の推進に加え、国道135号及び県道740号が通行不可となった際、防災上の観点からも重要であるため、目標期限を定めて早期に完成されるよう要望する。

《対応状況》【環境農政局】

広域農道小田原湯河原線については、事業の進捗を図るため、仮設進入路を設け、同時施工できる区間を増やすなど、早期完成に向け鋭意施工中ですが、現場が急傾斜で施工性の悪いことや、掘削中に巨大な転石が多数発掘され、その対応に時間を要すなど令和5年度までの事業進捗率は、約7割となっています。

本路線については、農業振興のみならず防災上の観点からも重要な路線であることから、「神奈川県水防災戦略」に位置付け、早期に着手できる箇所から優先的に整備することとしており、引き続き国の予算確保に努めながら、路線全体の早期完成を目指していきます。

＜要望事項＞

(4) 足柄幹線林道の舗装等ハード面の整備及び冬期閉鎖期間の短縮について（箱根町）

林業振興型林道と地域振興型林道の役割を兼ね備えた足柄幹線林道は林業従事者、林道沿線の住民が使用する生活道路としてはもとより、小田原方面からの通勤路等としても使用されており、最近は観光需要の回復により湯本駅前周辺の渋滞状況が悪化している中、当該林道の重要性が増している。冬期の閉鎖期間については短縮化に尽力いただいているが、住民生活の負担軽減や従業者の労働力確保に配慮し、路面凍結が見込まれる際にのみゲート閉鎖を行う等の対応をお願いしたい。

また適時ハード面の整備を行っていただいているが、今後においては、町から小田原市内への幹線道路が限られていることから、地域振興型林道の役割も鑑みながら県道への昇格を見据えた更なる整備工事を要望する。

《対応状況》【環境農政局】

足柄幹線林道は、地元関係車両や沿線施設関係車両等の利用が多いことから、舗装や落石防止施設等は他の路線に比して整備が進んだ状況となっています。

また、職員によるパトロールの実施、路面補修や清掃、樹木のせん定など、日頃の維持管理を行って林道の安全性の確保に努めています。

また、当該林道においては、通行量の少ない冬季にゲートを閉鎖して安全施設や舗装等の改良工事を集中的に実施しています。工事によるゲートの閉鎖期間ができるだけ短くなるよう努めているところです。

引き続き、地域振興型・併用型林道である当該林道を利用する林業関係車両等の安全な通行を確保するため、必要な整備を実施していきます。

＜要望事項＞

(5) 大涌谷における渋滞対策について（箱根町）

大涌谷園地に至る県道の渋滞緩和対策については、箱根DMOが中心となり混雑解消のソフト対策を継続的に実施しているところである。

コロナの5類変更に伴う国内観光客の増に加え、インバウンドが大幅に回復しており、大涌谷周辺の渋滞もコロナ前の水準に戻っている状況である。県にあっては根本的な渋滞解消策として、火山災害発生時のシェルターを兼ねた立体屋内駐車場の新設や、避難や渋滞回避のための下り車線側道部に上り車線からの転回が可能な場所の設置や道路拡幅等、ハード面の整備推進を引き続き要望する。

《対応状況》【くらし安全防災局・環境農政局・県土整備局】

大涌谷園地へ向かう県道734号（大涌谷小涌谷）の道路拡幅については、法規制もあり地理的に困難な場所ですが、引き続き、町の課題等について伺っていきます。

また、駐車場については、土地所有者が民間企業であり、管理・運営を民間団体が行っているため、県は直接対応することはできませんが、必要に応じて環境省との橋渡し等の形で協力したいと考えています。

なお、避難対策については、引き続き、箱根山火山防災協議会を通じて、箱根町や関係機関とともに検討していきます。

＜要望事項＞

(6) 真鶴港活性化整備計画の早期実現について（真鶴町）

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられている。

防災施設のうち津波避難施設については完成しているが、港湾防災対策は、緊急性、必要性が依然高く、甚大な津波被害を招かないためにも、詳細な構想や計画に基づいた対策の早期着工を要望する。

同時に、整備計画においては「プレジャーボート需要への対処」も観光拠点機能として計画フレームに位置付けられていることから時代の変化に合わせてレクリエーションとして利用できる環境の整備も検討する必要がある。これらの課題を含め整備計画に位置付けられているその他の施設についても、早期の着工・実現を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

真鶴港では、平成17年に策定した「真鶴港活性化整備計画」に基づき整備を進めており、平成28年度には沖防波堤が完成し、平成30年度から地場産業活性化に向けた漁業基地の再整備に取り組んでいます。令和4年度には南漁業基地が完成し、引き続き、北漁業基地の整備に向けて漁業関係者と調整を行っているところです。

残るボートパークや港湾管理・防災施設、その他の施設の整備についても、町の御意見を伺いながら、整備の優先度を踏まえ、順次取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(7) 県産石材の活用について（真鶴町）

本町では石材採掘・加工業が地場産業の1つとして発展してきたが、後継者不足や新たな販路開拓等への対策が求められている。

地場産業の振興を図るために官民による建築資材としての活用だけでなく、現在取り組んでいる「真鶴本小松石」のメダルや表彰盾の新商品を引き続き活用していくとともに、その積極的なPRを継続的に要望する。

また、令和3年度に共同での開催にご協力いただいた文化・芸術関連イベント（回遊型謎解きイベント）にご協力いただいたが、今後も、設置された彫刻作品の観覧や「石の町・真鶴」のPRも引き続き要望する。

《対応状況》【文化スポーツ観光局・産業労働局】

県では、神奈川にある魅力的な地域の資源の活用を促進し、地域の特色ある産業の振興を図っています。中小企業団体中央会等と連携し、地域の資源を活用した中小企業の商品開発等を引き続き支援していきます。

また、町内に設置された石の彫刻作品や「石の町・真鶴」について、文化・芸術関連イベントを開催する際には県の芸術・文化イベント等の情報を発信するポータルサイト「マグカル・ドット・ネット」で発信する等、引き続き地元町と連携して、PRできるよう検討していきます。

<要望事項>

(8) 湯河原海岸と海辺公園の周遊性について（湯河原町）

平成27年度に湯河原海辺公園の整備が完了し、EV急速充電器の設置やドッグランの整備を行ったことにより、地域住民や観光客の皆様に多数利用していただいているが、海辺公園と湯河原海岸の一連とした海岸利用を行うことにより、更なる利用者が多く見込まれると期待している。

しかし、海辺公園と湯河原海岸吉浜地区のアクセスには、国道を横断し迂回するルートしかなく危険であるため、海辺公園と湯河原海岸の相互利用の促進という観点から直接アクセスできる通路等の整備を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

海辺公園と湯河原海岸のアクセスについては、新崎川の河口部に河川を渡れるよう、平成27年度に自然石による飛び石を設置しています。

<要望事項>

(9) 土砂災害防止法区域の指定にかかる工事の早期着手について（湯河原町）

土砂災害防止法による特別警戒区域（レッドゾーン）として指定された区域については、新規の開発行為や建築物に対し制限や規制及び区域内建築物の所有者に対し県知事から移転等の勧告ができることとなり、区域内住民の生活への多大な影響や負担が懸念される。

よって、災害の防止対策が重要であることから、町は、土砂災害防止法に基づき、ソフト対策として、土砂災害ハザードマップを作製し、住民への周知を実施している。今後は特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を解消するため、当該指定区域における土砂災害防止工事を計画的に実施することを要望する。

《対応状況》【県土整備局】

県では、土砂災害防止法に基づき、危険箇所等の周知や、警戒避難体制の整備等の促進を図るため、土砂災害警戒区域等を指定しています。併せて、施設整備によるハード対策を進めています。

ハード対策については、住民からの要請が多い、過去に災害があった箇所や住宅が多い箇所、社会福祉施設等の要配慮者利用施設がある箇所などから、優先して整備を進めています。

県では、近年の激甚化・頻発化する土砂災害に対応するため、令和5年3月に改定した「神奈川県水防災戦略」で、計画額を増額するなど、更なる対策強化を図るとともに国の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の財源を最大限活用するなどし、ハード対策を取り組んでいきます。

なお、令和5年度から、国の補助事業の「まちづくり連携砂防等事業」が拡充され、かけ高の採択要件が10m以上から5m以上に緩和されました。しかし、この要件緩和を活用するためには、市が作成する立地適正化計画等の中に、砂防関係施設に関する整備方針等の記載が必要となるなど一定の要件がありますので、今後、町の御協力をいただきながら、連携して事業を進めていきたいと考えています。

<要望事項>

(10) 湯河原パークウェイの無料化について（足柄下郡）

静岡県との県境をつなぐ有料道路である湯河原パークウェイは、湯河原から国道1号を経由して三島・箱根方面へ最短で移動できる道路であり、東名高速道路から伊豆縦貫自動車道を経由した湯河原への誘客や、静岡県以西からの誘客など、地域活性化対策として重要な道路である。

また、県西地域を回遊する道路としても、県道75号（つばきライン）はカーブが多く走りづらい道路のため、湯河原パークウェイは重要な道路である。地域での広域的な連携により、事業者である伊豆箱根鉄道株式会社に対し通行料金の見直しなどについての協議や要望活動

を行っているが、静岡県との広域的な課題でもあるため、県や国からの働きかけを要望する。

《対応状況》【県土整備局】

湯河原パークウェイは、伊豆箱根鉄道株式会社が「道路運送法」に基づき整備した、いわゆる「私道」です。

湯河原パークウェイを管理運営している伊豆箱根鉄道株式会社の考え方を確認したところ、会社経営上、通行料金の見直しなどについては、その減収分の補填が条件であるとのことでした。

まずは、地元町としてどのように対応するのか整理・検討し、県に相談していただきたいと考えています。

＜要望事項＞

(11) 海岸保全施設整備の推進について（湯河原町）

令和元年度に県と町が連携して策定した「湯河原海岸 安全・安心な海辺づくり計画」において、津波・高潮対策に係る海岸保全施設の整備目標を設定していただいているが施設整備の更なる推進のために次のことを要望する。

ア 海岸利用者が津波や高潮から円滑に避難するための、東側スロープの整備工事や新崎川の津波遡上による越流対策の整備工事等は完了したが、引き続き湯河原海岸吉浜地区の道路海岸護岸の老朽対策のための予算を確保し、海岸利用者の安全安心に努めること。

《対応状況》【県土整備局】

湯河原海岸吉浜地区の海岸護岸の老朽化対策については、「湯河原海岸 安全・安心な海辺づくり計画」に位置付けており、今後、調査を行い必要に応じて対策を進めています。

＜要望事項＞

イ 湯河原海岸門川地区の埋立地前面に位置する人工リーフ2基は、高波等の影響により被覆ブロックが移動、散乱している状況である。周辺施設の整備も進み、地域住民や観光客の皆様が多数利用していることから、景観を阻害している人工リーフの復旧工事の実施を行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

湯河原海岸門川地区の人工リーフの復旧については、「湯河原海岸 安全・安心な海辺づくり計画」に位置付けており、今後、調査を行い必要に応じて対策を進めています。

＜要望事項＞

ウ 海岸の砂は、川からの供給が少なく沿岸流により西から東に流され、20年前と比べると砂が流失し砂浜が後退ってきており、大潮になると護岸まで波が打ち寄せている現状であることから、令和3年度からサンドバイパスにより砂浜侵食対策を実施していただいているが、砂浜の浜幅確保のため継続的な養浜事業の実施を行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

湯河原海岸の侵食対策については、令和3年3月に改定した「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、千歳川河口の堆積土砂を活用した維持養浜を毎年実施しており、今後も引き続き、継続的な養浜事業を実施していきます。

＜要望事項＞

(12) 公衆トイレの整備について（箱根町）

本町は毎年約2千万人の観光客を受け入れており、その多くの方が利用する公衆トイレは本町にとって欠かせない施設である。現在、町内には合計37箇所の公衆トイレが設置され、そのうち27箇所が町、残りの10箇所を県が管理している。

本町が管理している施設については、バリアフリー化や温便座化など順次改修工事を行い、利便性や快適性の向上を図るとともに、老朽化が著しい施設については建て替えなども含め景観を損なわないよう適切に維持補修をしている。

そこで県管理の公衆トイレについても、快適な衛生空間の創出や、風光明媚な国立公園箱根の景観保全のため、老朽化した施設の更新や補修など適切な維持管理をお願いするもの。令和5年度に大涌谷のトイレ改修を実施していただき、令和6年度からは旧街道資料館横のトイレ改修に着手していただけるが、観光客の利用頻度も高く、老朽化も激しい箱根園地、元箱根園地の2箇所のトイレについても、観光客の満足度向上が図れるよう、引き続き整備を要望する。併せて、日常の清掃等の維持管理についても引き続き適切に対応願いたい。

《対応状況》【環境農政局】

県としては、まず、旧街道資料館横の甘酒茶屋トイレについて、浄化槽設備改修を含め令和9年度の完了を目指します。老朽化が進んでいる箱根町園地等のトイレについても、箱根町の要望等も参考に改修等について検討していきます。

また、日常の清掃等の維持管理と併せて、快適で衛生的な施設となるよう努めていきます。

＜要望事項＞

(13) 税収の落込みに対し発行できる新たな地方債の創設について（足柄下郡）

新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊業が壊滅的な打撃を受けたことで、入湯税に大幅な減収が生じ、その減収に対しては、令和2年度及び3年度に限り、新たに特別減収対策債の活用が可能となったが、令和4年度においては当該制度が廃止されたところである。

令和5年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行したが、将来の同様の事態に備えるためにこれまでの対応を検証するよう働きかけること。

特に現行制度では、災害等で基準財政収入額に算定されない税目の収入が減少しても、減収補てん債を発行することができないことから、災害等の影響により、減収補てん債の対象とならない税目が著しく減収となった際に、財源補てんとして発行できる地方債を臨時的措置ではなく恒久的措置として創設し、償還に要する財源については、当該減収となった要因が災害等、特別な事情による場合には、その事情を鑑み、特別交付税措置を講ずるなど、今回の教訓をもとに、今後の備えとしての対応を検討するよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

特別減収対策債については、时限の延長及び充当可能な経費の拡大について国に働きかけてきたところですが、令和3年度末で廃止となりました。

しかしながら、災害等が発生した際の市町村の資金繰り対策については、機会をとらえて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(14) 生食二枚貝（岩ガキ）養殖事業への支援について（真鶴町）

令和3年度から開始した岩ガキ出荷に関し、安全安心な岩ガキを提供するため、出荷時に複数回の検査が必要となる。現在、他県に検査を委託しているが、1回に要する費用が高額なため、漁業者の負担となる。安全安心を確保するため、検査費用補助の支援の検討と現在実施していただいている貝毒検査等の各種検査の支援の継続を要望する。

また、県内初の生食二枚貝（岩ガキ）の本格出荷となることから真鶴町の新ブランドとしてだけでなく、かながわブランド登録制度への登録を目指している。登録要件である、広く県内に供給できる出荷体制を構築していくためには現在出荷量では足りないこと、また、岩ガキの生育が遅いという現状があることから、養殖技術に関する支援を要望する。具体的にはクロロフィル α 等のプランクトン数の検査や海水温データの提供などの技術的知見に基づく専門的な支援を要望する。

《対応状況》【環境農政局】

岩ガキの出荷前の検査については、事業者自らが実施するものであり、検査費用の補助等の支援は困難であると考えますが、引き続き、年間を通じた有毒プランクトンの監視を行うとともに、出荷時期に月1回程度の岩ガキ本体の貝毒検査を実施し、安全安心の確保に努めていきます。

養殖技術の支援については、海水温データや、クロロフィルa濃度のデータを提供するなど、引き続き技術的支援を行っていきます。

〈要望事項〉

(15) ニホンザルの群れ（T1群）による長年にわたる被害防止のための積極的な対策の実施について（真鶴町・湯河原町）

西湘地域に生息するニホンザルの群れは、西湘地域個体群として神奈川県レッドデータブック報告書に掲載され、西湘地域に生息する固有種として保護されているが、湯河原町を中心に真鶴町西部、熱海市東部を行動範囲とするT1群は、市街地及びその周辺を主な行動域とし、深刻な生活被害や農業被害を与えており、問題となっています。

また、町立学校敷地内への出没や、児童生徒の通学路付近に出没するなど学校教育における安全対策上危険である。サルが出没した際の追い払いや山中へ群れを誘導する追い上げを実施しても、すぐに市街地へ戻ってしまい、対策が行き詰まりを見せている状況にあるため、次のことを要望する。

- ア T1群による被害防止のため、抜本的かつ具体的な対策を行うこと。
 - イ 西湘地域の農作物や地形などを考慮したサルの防除対策を研究すること。
 - ウ 神奈川県レッドデータ生物調査報告書の見直し及び第5次神奈川県ニホンザル管理計画の策定時に、西湘地域個体群のあり方について検証の上、群れを保護していくべきかどうか方針を検討すること。

《対応状況》【環境農政局】

T1群の対策については、近年の加害個体捕獲後の群れの動向を踏まえ、令和3年度に県が実施した市街地出没の原因・傾向の分析の結果を対策に生かすとともに、追い上げや加害個体の捕獲を行いながら、県は技術支援を継続し、学識者やNPOなどの協力も得ながら、農作物や地形などを考慮した効果的な追い上げ手法や新たな対策の担い手の確保を検討していきます。

また、西湘地域個体群については、隣接する静岡県と連携し、同一個体群の生息状況等の情報共有を図るとともに、国の動向等も踏まえ、地域個体群の定義や在り方などを多角的に分析していきます。その上で、T1群としての維持又は除去について方針を検討していきます。

〈要望事項〉

(16) 温泉行政に係る職員の人才培养支援について（箱根町・湯河原町）

従来より温泉法に基づき、温泉の採取及び利用等の適正が図られ、公共の福祉の増進が維持されている。近年では、温泉を持続可能な資源として保護する取組みが進められている。

このような中、適切な温泉行政を今後より一層推進するためには、専門性の高い知識と技術を備えた職員の存在が欠かせないが、この人材育成については一朝一夕とはいはず、町単位では大変難しい状況である。

そこで、温泉行政に係る人材育成を図ることを目的に、温泉地学研究所等の協力を得ながら専門的な知識や技術の向上へ向けた研修会やアドバイザー派遣などの支援策を実施してい

ただきたい。これによって、県が有する専門的な知識、技術及び関連情報の共有に加え、県・町双方の職員間の課題意識の醸成が図られ、県と一体となった温泉源の保護と温泉の適切な利用に関する共通認識が向上するものと考えられる。県民の財産である温泉を持続可能な資源として次世代へとつなげられるよう、県がより一層重要な役割を担うことを要望する。

《対応状況》【くらし安全防災局・健康医療局】

県では、温泉行政に係る専門職を配置していませんが、専門的な知識を有する温泉地学研究所等の協力を得ながら、庁内職員間の知識や技術の共有、継承に努めるとともに、市町村への適切な情報共有を行っています。

今後も、県と市町村が一体となって温泉源の保護と温泉の適切な利用に努めていけるよう、必要な支援を行っていきます。

＜要望事項＞

(17)ごみの共同処理に向けた施設整備への支援について（足柄下郡）

下郡3町で推進している「可燃ごみ及び剪定枝の共同処理」に向けた施設整備にあたっては、物価高騰等の影響により、当初見込みよりも事業費の増が見込まれているため、循環型社会形成推進交付金も事業費の増に対応して交付金が満額交付されるよう、国に対し強く働きかけを要望する。

また、県においては、「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」を踏まえて推進している事業であることから、共同処理に必要な施設の整備に対し、積極的に支援を行うことを要望する。

《対応状況》【環境農政局】

循環型社会形成推進交付金については、国に承認された循環型社会形成推進地域計画に基づく市町村の事業実施に合わせ、必要な予算額を確保することを国に要望しています。

また、県は、ごみ処理広域化に係るブロック別の調整会議に参加し、技術的支援や情報提供を行うこと等を通じて、ごみ処理広域化・集約化の円滑な推進を図るとともに、施設整備における国庫補助金の財源確保及び補助制度の拡充について、市町村の意見等を基に、国に働きかけを行っていきます。

＜要望事項＞

(18)箱根湯本駅前における国道1号の交通渋滞対策について（箱根町）

国道1号の交通渋滞に対しては、これまでにも国、県、町等が連携し、数々の施策、対策を講じてきたが、最大の渋滞発生個所である箱根湯本駅前については飲食店などが立ち並び、繁忙期には観光客が横断歩道を間断なく横断することにより、通過車両が小刻みに一時停止せねばならず、交通渋滞は依然として発生している状況にある。コロナ禍後、インバウンド観光客が増加するなか、同渋滞は従前よりも増加傾向にある。

町では箱根湯本駅前で横断する歩行者について横断歩道に信号機を設置することで、歩行者の安全確保と交通渋滞の延伸は抑制できるものと推察し、交通管理者である県警小田原署に投げかけたが、諸般の事情により「信号機は設置しかねる」等の回答を受けている。

このままでは箱根湯本駅前における交通渋滞は一層ひどくなることが危惧され、生活への悪影響はもちろんのこと、持続可能な観光地になり得ず、生業にとっては正に死活問題となることから、改めて歩行者の横断制御策について再考して実行いただく、若しくは、渋滞箇所を回避するバイパスの整備や足柄幹線林道の県道昇格といった抜本的な交通渋滞対策に取り組まれるよう要望する。

《対応状況》【県土整備局・警察本局】

御要望場所について、現在の車両交通量や道路環境を踏まえて信号機設置を検討した結果、仮に信号機を設置した場合でも、歩行者横断のために相当な時間において車両を停止させる必要があるため、抜本的な渋滞解消とはならず、また、現在、渋滞が発生していない時間帯にお

いて、横断者が少ない場合においても、車両が赤信号で停止しなければならなくなることとなり、時間帯によってはかえって渋滞を発生させる可能性も排除できません。

なお、令和6年8月に行われた西湘地域首長懇談会では、箱根湯本の渋滞対策についても議論されたところ、箱根町長から「信号機設置により渋滞がなくなるというものではない」旨の指摘がなされ、渋滞解消の根本的な解決策としての信号機設置には疑問が呈されているところでもあります。

また、歩道幅員が歩行者交通量に対して狭く、歩行者が横断待ちをするための滞留場所が十分に確保できているとは言えない状況のため、横断歩道付近の歩道通行が困難になることや、横断待ちの歩行者が車道に溢れる状況になることに加え、歩道と車道の境界に設置されている柵の所々に空きがあるため、同所から歩行者が違法な横断をすることにより、重大な交通事故の発生も懸念されるところです。

したがって、上記の状況から、現在の道路状況では、信号機設置は困難と考えますが、渋滞解消に向けては、道路管理者や箱根町等の関係機関と情報共有を図り、引き続き連携した対応を取っていきたいと考えています。

バイパス整備については、温泉旅館や商店街などが多い立地している、この地域の土地利用の状況や、河川や鉄道に挟まれた地理的な制約など、非常に多くの課題があり、多額の費用も必要となります。

また、足柄幹線林道の県道昇格については、この道路は林業を営むために設置したものであり、一般の方々が利用する場合、林業への影響が生じるとともに、構造的にも、幅員が狭く、安全性が確保されておらず、さらに、「起終点が国道や県道と接続されている」という要件を満たしていないことなどから、困難です。

こうした中、令和6年7月、箱根湯本駅前の交通渋滞対策を検討するため、県や町、警察などが一堂に会する打合せ会が設置されたところで、この場において、関係者間で課題を共有し、どのような対応が可能か検討していきます。

＜要望事項＞

(19) 財政力に応じた国庫支出金等の割り落としの廃止（箱根町）

地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方交付税によりすでに調整されているという認識のなか、コロナ対応の緊急対策に対しての地方創生臨時交付金などでは、財政力による補正が行われたため、実際に交付された交付金額は実情・実態に即しておらず、これまでも是正を要望してきたものである。

現在、社会资本整備総合交付金や学校施設環境改善交付金など平時の国庫支出金等においても、財政力指数に基づく割り落としや嵩上げが行われているため、交付団体と本町のような不交付団体の格差が拡大するような「二重の調整」とも言える財政力指数を用いた不公平な措置は行わないよう、国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

市町村が自立的かつ安定的な財政運営を行うことができるようになるためには、国と地方の適切な役割分担のもと、公平かつ十分な財源が確保される必要があります。

地方創生臨時交付金の財政力指数に基づく割落としについては、廃止するよう国に要望しており、学校施設環境改善交付金など平時の国庫補助金等の補助率較差についても、較差を解消するよう国に要望しています。

今後も、御要望の趣旨を踏まえ、財政力に伴う財政措置の較差解消について、あらゆる機会をとらえて働きかけていきます。

5 愛甲地域要望

<要望事項>

(1) 県道64号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

清川村内を走る県道64号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖IC及びさがみ縦貫道相模原ICへのアクセス道路であり、沿線上には道の駅「清川」や宮ヶ瀬湖等の観光地が所在していることから、観光客が著しく増加し、交通量も増加している。

特に、行楽シーズンや朝晩の通勤・通学時には、道路の通行・横断等に支障をきたしており、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高いため、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されている。

そのような中進められてきた古在家バイパス整備事業については、第1期区間が令和5年3月31日に開通したが、引き続き第2期区間においても、早期完成に向けた事業促進を要望する。

また、本路線の村立緑小学校から村立緑中学校にかけての区間においては、路線バスや大型車の通行によりすれ違いが困難となるほどに狭あいであり、学校施設が付近にあることから子どもの通行も多く、大変危険であることから、同箇所の拡幅改良を合わせて要望する。

さらに、村民の交通安全確保のため、「信号機設置の指針」に対する柔軟な判断のもと、村外の者による交通事故が特に多く、村民が巻き込まれる可能性が高い、次の2箇所に信号機を設置するよう要望する。

ア 村道山岸外周線に接続する丁字路

イ 清川村役場前（道の駅開所により、横断者が増加している。）

《対応状況》【県土整備局・警察本部】

県道64号（伊勢原津久井）の古在家バイパスの第Ⅱ期区間については、令和6年度は、用地測量や橋りょうの設計を進めていますので、引き続き、清川村の御協力をお願いします。

村立緑小学校から村立緑中学校間における道路の拡幅改良については、古在家バイパス整備事業の進捗状況や、県全体から見た事業の優先度や緊急度などを考慮しながら検討していきます。

信号機の設置について、改めて御要望交差点の調査を行いましたが、両交差点ともに車両交通量は一定数確認できたものの、歩行者交通量は多いとは言えず、横断歩道を利用して十分安全に道路を横断できている状況でした。

このような交通実態を踏まえて、警察庁通達「信号機設置の指針」に基づいて検討したところ、現状では信号機を設置する必要性は低いと考えます。

今後、交通実態が変化した際に、改めて信号機設置の必要性を検討します。

<要望事項>

(2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下にある平地に古くから居住地区が形成されている。

平成11年夏の豪雨においては、この地区の山腹が大規模に崩落し、幸い住民への被害はなかったものの、現在でも梅雨や台風など雨の多い季節には住民が不安を募らせ、自主避難されている状況である。

崩落個所については、平成17年度から落石防護壁の設置と落石固定を実施し、平成22年度で完成しているが、近年住宅地が形成されつつあるこの地区的上流部には、未だ急峻な山林が広がっており、土石流危険個所に指定されている。

県においては、山腹崩壊や土砂流失といった災害の危険性がなく、住民が安心して生活できる地域を実現するため、継続的かつ効果的な治山事業又は砂防事業を実施することを要望する。

《対応状況》【環境農政局】

地域住民が安心して生活できる地域の実現については、県が実施する治山事業等のハード面の対策と市町村による地域住民への山地災害の危険性の周知や避難対策等のソフト面での対策が不可欠と考えています。

現在、当該地区での治山事業の計画はありませんが、山地災害を未然に防ぐために、山地の荒廃状況や危険箇所の事前把握、さらに既存の治山施設の定期的点検を行い、これらの結果を踏まえ、必要に応じて治山工事や施設の維持管理等を検討していきます。

〈要望事項〉

(3) 消防広域化重点地域に対する支援について（清川村）

平成25年4月1日に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により消防広域化重点地域として指定した自治体に対する国や県の集中的な支援について、既存の制度のみを運用して支援するだけではなく、広域化に伴う人件費などの多大な財政負担に対し、広域化後も県としての集中的な支援が明確に分かるよう、積極的な財政支援を行うことを要望する。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、消防の広域化に係る取組について、重点事業に位置付け、通常よりも高い補助率2分の1で支援しています。

また、広域化実現後も市町村が策定した消防広域化に関する計画に基づく施設等の整備について財政支援を行っています。

引き続き、この補助金により、市町村が行う消防広域化に係る取組を支援していきます。

〈要望事項〉

(4) 登山者の安全対策について（清川村）

近年の登山ブームにより高齢者の登山者が増加しているなか、2016年（平成28年）から8月11日が国民の祝日として「山の日」となり、更に登山者が増加すると予測され、遭難や救助要請の増加が危惧されている。

今後、より一層救助体制の強化を図る必要があり、救助体制の一環として、登山者の位置が確認できる携帯電話アンテナ基地局の整備において、国の補助制度では村が事業主体となり整備することとなるが、整備にあたっては、県有地の借用や規制緩和など県の協力が不可欠であることから、県の多大なる協力を要望する。

また、県道70号線の厚木土木事務所管内は、道路幅員が狭く緊急車両が通行する際、一般車両等とのすれ違いが非常に危険であるため、安全対策として県道70号線の拡幅改良を早期に「かながわみちづくり計画」に位置づけ、抜本的な対策を進めるよう要望する。

《対応状況》【環境農政局・県土整備局】

携帯電話基地局を県有地に整備する場合の県有財産規則に基づく許可及び自然公園法並びに森林法に基づく許認可については、整備計画の内容に応じて判断します。

また、県では「かながわみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。県道70号（秦野清川）については、令和7年度の計画改訂の作業を行っていく中で、清川村の意見を丁寧に伺い、次期計画への位置付けなどを検討していきます。

＜要望事項＞

(5) 観光・産業連携拠点づくりに向けた支援について（愛川町）

本町の半原地域は、県立あいかわ公園や宮ヶ瀬ダムをはじめ、県内随一の広さと規模の牧場、中津川のマス釣場など公営や民営のレクリエーション施設が点在しているほか、横須賀市の水道施設として利用されていた旧半原水源地跡地が立地している。

近年は、圏央道の開通に伴うストック効果により、本町のポテンシャルも高まっていることから、半原地域を一つのエリアとして捉えた上で、旧半原水源地跡地を利活用し、地域の観光情報発信をはじめ、レクリエーション施設や地域特産物の販売など地域との交流を図る観光拠点づくりの検討を進めている。

こうした拠点づくりに向けた取り組みの着実な推進のため、県が進めている「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業」との連携を図りながら、今後、国道412号及び県道54号から観光・産業連携拠点へのアクセス機能向上に係る対策をはじめ、県有施設との連携のほか、現実的な事業スキームの作成等について、県関係部局の指導・助言などの支援を要望する。

《対応状況》【政策局・県土整備局】

県では、宮ヶ瀬湖周辺地域の観光消費額の向上を図ることを目的に、「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業」に取り組んでおり、令和4年度から6年度にかけ、地域における新たな交通システムの実証実験を行ってきたところです。

この実証実験の結果も活用しながら、今後も観光地域づくり法人（DMO）である公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団や地元市町村との一層の連携を図っていきます。

また、国道412号などからのアクセス機能向上に係る対策等について、県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めており、具体的な計画が示されれば、御相談に応じていきます。

＜要望事項＞

(6) 県道60号（厚木清川線）の歩行者安全管理（清川村）

村内を通る県道60号（厚木清川線）における、尾崎交差点から御門橋までの区間においては、車両の走行に十分な幅員が確保されているが、見通しが良いこともあり、スピードを上げて走行する車両も多く見受けられる。同区間は、本村小中学生の通学路でもあることから、ガードレールや防護柵等歩行者安全確保の措置を早期に講じられるよう要望する。

《対応状況》【県土整備局】

県道60号（厚木清川）の歩行者の安全対策については、これまで、清川村や関係者と連携し、通学路で対策が必要な箇所に、防護柵やグリーンベルトを設置してきたところです。

新たに対策が必要な具体的な箇所がありましたら、情報提供をいただき、防護柵の設置など、歩行者の安全確保について、村と調整しながら検討していきます。

6 水源地域要望

＜要望事項＞

(1) 河川区域内における廃棄物処理対策について（愛川町）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠である。

しかしながら、従前からの課題である、河川区域内における行楽客によるバーベキューごみの不法投棄が未だ多く発生している状況であり、水源環境の悪化が懸念される状況となっている。

こうした回収事業は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県においては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、バーベキューごみの処理など河川敷の清掃を行うとともに、町村の意向に沿った形で河川区域内への車両の進入規制等が行えるような体制整備を要望する。また、啓発等については、河川の環境保全に対し意識の低い者を対象とした内容とするよう要望する。

《対応状況》【環境農政局・県土整備局】

県では、不法投棄や散乱ごみの未然防止対策として、日頃から職員による河川パトロールを実施するほか、委託業者による夏季の土日祝日等のパトロールの実施、車両の乗り入れを規制する車止めの設置、不法投棄に対する啓発・警告看板やダムの放流警報施設の電光掲示板やスピーカーを利用した河川利用者への呼びかけ等を実施しています。

また、原状回復対策として、堤防の草刈りに併せて清掃を行うとともに、河川区域内に不法投棄された廃棄物等の撤去を実施しており、今後も継続して実施していきます。

併せて、県ホームページ及びデジタルサイネージでの広報、リーフレットの配布などにより、水源地域を守る意識の啓発に努めており、引き続きこうした取組を推進していきます。

＜要望事項＞

(2) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（清川村）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有している。これらの保全と再生に取り組むとともに、近年激甚化・頻発化している大規模な台風等の自然災害によっておこる間伐材の流出被害を未然に防止するためには、間伐材の適正な搬出が必要である。間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制が整備できるよう制度の拡大を要望する。

《対応状況》【環境農政局】

水源環境保全税を活用した特別対策事業は、水源環境の保全・再生に直接的効果が見込まれる事業を対象としています。

間伐材の流通体制の整備については、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれるものではないことから補助対象とすることは困難ですが、間伐材を搬出するための作業路の整備については、水源環境保全・再生市町村補助金事業の対象としています。また、間伐材の搬出については、間伐材搬出促進事業補助金の対象としていますので、こうした支援により、引き続き間伐材の有効利用を図っていきます。

なお、間伐材の流出防止については、令和2年度から森林整備業務仕様書に伐採後の幹や枝の適切な処理について規定するなど、対応を進めています。

＜要望事項＞

イ 造林補助事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているが、豊かな森林を再生し、水源涵養機能の向上を図るためにには、森林整備を促進する必要がある。

ついては、造林補助事業等において、森林所有者の負担軽減を図るため、補助率の拡大拡充を要望する。

《対応状況》【環境農政局】

造林補助事業は、森林所有者等が自ら森林整備を行った場合に、事業費に対し一定の割合で補助を行う仕組みであり、条件を満たせば実質最大85%の助成を受けることができます。

また、水源地域において、森林所有者と市町村が協力協約を締結した場合には、造林事業補助金に上乗せして補助する制度も整えています。

このような制度により、森林所有者の負担軽減を図っていますので、現時点での補助率の拡充は考えていません。

なお、国の令和5年度補正予算より花粉症発生源対策に係る補助メニューが拡充されたことから、本県においても補助メニューの拡大を行いました。今後も、国の動向を注視しながら、適正な補助制度による支援に努めていきます。

＜要望事項＞

(3) 高度処理型合併処理浄化槽の維持管理に係る新たな助成制度の創設（山北町）

平成19年度から三保ダム集水域において、水源環境保全・再生市町村補助金を活用し、高度処理型合併処理浄化槽の整備を進めてきたが、水源地域の推進保全を図るために恒常的な維持管理が必要であり、町の事業運営に大きな財政的負担となっている。

特に、高度処理型合併処理浄化槽は、一般的な合併処理浄化槽に比べて容量も大きく、清掃に要する費用や高度処理装置の維持管理費用など、通常の浄化槽であれば不要の経費を負担している状況にある。

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」は、令和8年度で計画期間が終了するが、県においては令和9年度以降についても、引き続き、将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定確保に向けた同様の施策を継続するとともに、新たな施策の制度設計にあたっては、高度処理型合併処理浄化槽の維持管理に係る新たな助成制度を創設されるよう要望する。

《対応状況》【環境農政局】

大綱期間終了後の施策について、県は、県議会や市町村からいただいた御意見等を踏まえ、改めて、終了すべき事業や継続すべき事業、新たに取り組むべき事業について検討を進めてきました。その結果、現時点の事業費の総額は、おおむね現行と同規模の年間50億円程度となっています。

令和7年第1回定例会には、令和9年度以降の水源施策の基本的な理念や、現在積み上げている具体的な事業内容を明示した新たな計画のたたき台を示しました。

2月7日には、水源保全地域の市町村長などから「県・市町村首長会議の設置」や「スケジュールの見直し」についての要望をいただきました。

県は、この要望をしっかりと受け止め、水源保全地域以外の市町も含めて、3月24日に県・市町村首長会議を開催し、今後の進め方について説明しました。引き続き、丁寧に議論を重ねていきます。

今後も、県議会や市町村等の御意見を伺いながら、県民の皆様の御理解を得られるよう、施策を取りまとめ、県民全体の財産である水源環境の保全・再生を進めていきます。

なお、清掃に要する費用や高度処理装置の維持管理費用など、一般に、生活排水処理施設の維持管理については、管理者又は所有者が自己の負担で行うことが原則になっています。

一方、ダム集水域においては、水源施策によって、より高度な処理を行う浄化槽の設置を促進したという特別の事情があります。県の支援については、こうした経緯も踏まえ、その必要性について検討していきます。